

JAPAN HUNTERS ASSOCIATION

日 獵 會 報



第 47 号
令和3年9月



一般社団法人 大日本獵友会



(マガモ)

日猟会報

第 47 号 令和3年9月

目 次

会長挨拶	1
特集 1 特措法改正	2
特集 2 基本指針改定	4
狩猟ニュース	6
特別寄稿	11
レンジャーだより (釧路)	14
令和 2 年度事業報告等	16
日猟トピックス	22
実包管理帳簿様式	24
大日本猟友政治連盟の活動報告	26
統計資料	28
共済だより	34
狩猟事故共済普通保険約款	41
「ポスターのモデル」紹介	48
環境省からのお知らせ	49

会長挨拶



大日本猟友会の構成員の皆様

新型コロナウイルス感染拡大の中、57年ぶりの東京オリンピック2020が開催され、日本のアスリートの大きな活躍に私も胸が熱くなりました。アスリートはもとより、数々の困難な状況の中でも開催に漕ぎ着けた政府をはじめとする関係者の方々の努力と揺るぎのない意志に、心より敬意を表したいと思います。

さて、昨年から引き続きコロナ禍の中にあっても、全国の猟友の皆さんは、間もなく開始される猟期に備え、準備に余念のないことと存じます。また、鳥獣被害対策に参加されている方々は、夏場も元気に山野を駆け巡られたことと、大変頼もしく感じています。

特に本年は、「シカ・イノシシ2023年半減目標」の達成に向けた集中捕獲にとって重要な年であり、6月には鳥獣被害防止特別措置法が改正され、これまでの市町村単位の捕獲事業から、狩猟期を中心として都道府県全域に対象地域拡大が可能となりました。大日本猟友会としては、全国の都道府県猟友会及び猟友の協力を得て、20万頭の追加捕獲を確実に実行するため、現在鋭意取り組んでおります。また、これに関連して、担い手育成確保のための国の新たな支援制度の創設や、銃刀法による猟銃所持に関する各種規制の緩和等にも引き続き積極果敢に取り組んで参ります。

昨年から今年前半にかけては、コロナ禍の困難な状況でしたが、国会活動は滞りなく進行され、長年の課題であったアマチュア無線の鳥獣被害対策での利用が可能となり、更には10年未満のライフル銃所持許可申請要件の緩和、ライフル射撃場での空気銃の射撃可能化など、大きな成果を挙げることができました。また、鳥獣被害対策実施隊員以外の事業従事者の技能講習免除措置が約6年延長されました。

私は、本年も引き続き狩猟に関する各種規制緩和等に一層取り組むとともに、来るべき衆議院選挙では狩猟関係の候補者の応援に全力を尽くしたいと存じますので、猟友の皆様には、ご理解・ご支援をよろしくお願いいたします。

末筆になりましたが、新型コロナウイルス感染には十二分に留意されるとともに、引き続き狩猟事故の発生防止に努めていただくことをお願い申し上げます。

令和3年9月

一般社団法人大日本猟友会
会長 佐々木 洋平

鳥獣被害防止特別措置法の改正

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（鳥獣被害防止特別措置法）は、野生鳥獣による農林水産業被害の急増を背景に、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興を目的として、平成19年（2007年）12月に議員立法で制定されたものです。

その後の数次に亘る改正で、鳥獣被害対策実施隊員等の技能講習免除や狩猟税減免、市町村協議会の設置、捕獲等鳥獣の有効利用などの条項が加えられ、内容の充実が図られてきました。また、その成果として、シカ・イノシシの被害対策による捕獲数は年間80万頭を超え、近年は農業被害面積・金額とも減少しています。（P.31、32参照）

令和3年は、前回改正から5年が経過し改正期に当たることから、前年から自民党の鳥獣被害対策特別委員会（宮越光寛委員長）、鳥獣捕獲緊急対策議員連盟（二階俊博会長）等において法改正の検討が開始され、大日本猟友会も当初から参画し、改正事項の要望や狩猟者としての視点からの意見発表等を行いました。

自民党では、新たに設置された「鳥獣被害防止特措法改正ワーキングチーム」（右表参照）において具体的な改正案の検討が進められ、本年5月の鳥獣議連等の合同会合に改正案の提示が行われました。その後の野党との調整等を経て、改正案は、先議の衆議院（6月3日）、そして参議院（6月9日）ともに農林水産委員長提案による全会一致で可決されました。改正の概要は次頁のとおりです。

大日本猟友会からは次の意見を提出し、大部分が改正法に反映されました。

- ・技能講習免除規定の期限が12月の狩猟期間中であり、狩猟者にとって混乱を生じる場合があることから、これを5年数ヶ月延長し狩猟期間の終了後とすること
- ・これまでの市町村主体の捕獲計画・事業実施に加え、被害予防を目的とした狩猟期間における都道府県の捕獲事業を可能とすること（当該事業の実施に当たっては、猟友会が全面的に協力を行う。）
- ・第一種銃猟免許保有者の減少が続くことから、狩猟（捕獲）の担い手の育成について施策強化を図ること

改正法を受けて、農水省では鳥獣被害対策の新たな事業展開について検討が進められており、「2023年シカ・イノシシ半減目標」の確実な達成に向けて、本年度より年間20万頭を目標とする狩猟期間中の捕獲強化（集中捕獲）を図る予定であり、猟友の皆さんの積極的なご協力を期待しています。

自民党・鳥獣被害防止特措法改正ワーキングチーム

座長	宮腰光寛議員（衆）（鳥獣特委委員長）
座長代理	鶴保庸介議員（参）（鳥獣特委委員長代理）
事務局長	武部 新議員（衆）（鳥獣特委事務局長）
チーム員	谷 公一議員（衆） （鳥獣特委副委員長・鳥獣議連事務局長）
	野村哲郎議員（参）（鳥獣特委副委員長）
	山田修路議員（参）（鳥獣特委副委員長）
	牧島かれん議員（衆）（鳥獣特委事務局次長）
	三木 亨議員（参）（鳥獣特委事務局次長）
	伊東良孝議員（衆）（ジビエ議連事務局長）
	富岡 勉議員（衆）（内閣第一部会部会長）
	福岡資麿議員（参）（厚生労働部会部会長）
	宮下一郎議員（衆）（農林部会部会長）
	牧原秀樹議員（衆）（環境部会部会長）



（参議院農水委員会で趣旨説明を行う高鳥修一衆院議員（新潟県猟友会会員）@高鳥事務所提供）



（合同会議で発言する佐々木会長）



（@堀内のり子環境副大臣（山梨2区）提供）

鳥獣被害防止特措法の一部を改正する法律の概要

改正の背景

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策を効果的に推進するため、令和3年6月に、議員立法により、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部改正法案が提案され、全会一致により可決・成立。

【令和3年6月16日公布】

改正の概要

1 銃刀法の特例の期限延長 (制定附則第3条第2項)

鳥獣被害対策実施隊員以外の猟銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者に対して銃刀法に基づく技能講習を免除する特例の期限(現行=令和3年12月3日)を令和9年4月15日まで延長

2 対象鳥獣の捕獲等の強化

(1) 都道府県知事の被害防止に関する措置 (第7条の2・第8)

市町村の被害防止施策のみによっては十分な被害防止が困難である場合に市町村長の要請を受けた都道府県知事が講ずる措置について

- ・協議の場を設ける等により関係地方公共団体との連携を図る旨を明記
- ・市町村相互間の連絡調整を明記
- ・被害防止に関する個体数調整のための捕獲等ができるよう範囲を拡大
- ・国は、都道府県知事が行う調査・措置に対し必要な財政上の措置講ずることを規定

(2) 多様な人材の活用 (第9条)

市町村長は、鳥獣被害対策実施隊員の任命の際に意欲と能力を有する多様な人材の活用に配慮することを規定

(3) 技術開発の成果の普及 (第14条)

国等は、捕獲等の技術の高度化等のための技術開発の成果を普及することを規定

3 捕獲等をした鳥獣の適正な処理・有効利用のための措置の拡充

(1) 適正な処理のための措置 (第10条)

国等は、効率的な処理方法に関する情報の収集・提供等の措置を講ずることを明記

(2) 有効利用のための措置 (第4条第2項第8号・第10条の2)

- ・利用方法として愛玩動物用飼料(ペットフード)・皮革を明記
- ・国等は、ジビエとしての加工・流通・販売における衛生管理の高度化の促進に努めなければならないことを規定
- ・国等は、加工施設や搬入用設備・資材の整備充実のための措置を講ずることを明記
- ・国による連携強化の対象となる関係者として加工・流通・販売事業者を明記

4 人材育成の充実強化 (第15条)

国等が実施する人材育成に係る措置について、鳥獣の捕獲等*について専門的な知識経験を有する者の育成を明記するとともに、関係機関及び関係団体と連携した体系的な研修の実施を例示(※食品・ペットフード・皮革としての利用等に適した方法によるものを含む。)

施行期日：公布日から3月以内の政令で定める日

「鳥獣保護管理の基本的な指針」 の改定

平成 26 年の鳥獣保護管理法の改正に基づき、平成 28 年 10 月に「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)が改定され、各都道府県では基本指針に基づき鳥獣保護管理事業が進められています。

環境省では、改正法の施行から 5 年が経過し、また、各都道府県の計画期間(第 13 次)は令和 3 年度末終了であることから、鳥獣法の施行状況の点検及び基本指針の改定に向けて、昨年より中央環境審議会において作業が進められてきました。

本年の 8 月下旬には答申がまとめられ、新たな基本指針に基づく都道府県鳥獣保護管理事業計画の策定が進められます。

新型コロナウイルス感染症に伴い、審議会は WEB 開催により進められ、大日本猟友会からは高橋徹副会長(高知県猟友会会長)が委員として参画するとともに、鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会による関係者ヒアリングでは佐々木会長が意見を述べるなど、適正な指針の改定に向けて、狩猟者の視点から積極的な関与を行いました。

○作業経過

- ・ 10/19 中央環境審議会自然環境部会(諮問)
- ・ 12/7 鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会(第 1 回)
- ・ 3/3 小委員会(第 2 回)
関係者ヒアリング(佐々木会長が意見発表)
- ・ 5/21 小委員会(第 3 回)
講ずべき措置素案及び基本指針素案の検討
- ・ 6/15 ~ 7/14 パブリックコメント
- ・ 7/29 小委員会(第 4 回)
答申案とりまとめ
- ・ 8/27 中央環境審議会自然環境部会(答申)
- ・ 9~10 月 基本指針告示
- ・ 各都道府県が新基本指針に基づき第 14 次鳥獣保護管理事業計画を策定

○改定に向けた点検ポイント

- ・ 鳥獣の管理の強化：
第二種特定鳥獣管理計画、指定管理鳥獣捕獲等事など創設された鳥獣管理制度の進捗状況に関すること
- ・ 鳥獣の保護の推進：
希少鳥獣の選定、鳥類の鉛中毒防止、錯誤捕獲の防止に関すること
- ・ 人材育成：
人口縮小社会において鳥獣保護管理を担う人材の確保・育成に関すること
- ・ 野生鳥獣に由来する感染症対策：
感染症対策としての野生鳥獣の保護管理に関すること
- ・ その他：
外来鳥獣対策に資する捕獲許可基準、市街地出没等の円滑な対応、鳥獣保護管理におけるデジタル化の推進等

基本的な指針の見直し等に関する佐々木会長の意見

1. シカ・イノシシの捕獲目標達成のための各事業の「すみ分け」

各都道府県の捕獲目標と2023年半減目標の確実な達成のため、有害鳥獣捕獲・指定管理鳥獣捕獲等・新規鳥獣捕獲（仮称）の各事業内容・捕獲期間・捕獲区域を適切にすみ分け、より効果的な捕獲を推進

※新規鳥獣捕獲事業（仮称）：被害予防（個体数調整）のため、狩猟期間の11月（北海道10月）～翌3月末に、各都道府県が全域を対象として実施

2. 鳥獣の保護管理を担う人材の育成・確保の強化

第一種銃猟免許者の増加が急務であり、国・都道府県・市町村が協働で取組みを強化し、事業計画の「人材の育成」に関する内容の実効を向上

また、具体的な施策として、国・都道府県又は市町村が多額の初期費用（手数料・技術講習料等）を助成する制度を確立

3. 市街地へのクマ・イノシシ等の出没の増加に対する措置

現行法では、住居集合地域等では発砲禁止で、やむを得ない場合に限り警察官職務執行法に基づく警察官の指示による発砲が認められているが、緊急現場で狩猟経験のない警察官による的確な発砲指示は極めて困難

このため、当該市町村では、関係機関・猟友会による対策協議会の設置、対処マニュアルの作成、事前訓練等の実施が必要

また、関係者の協議を前提とした、熟達した狩猟者による安全等の自己判断の下での発砲が可能となるような措置の早急な検討が必要

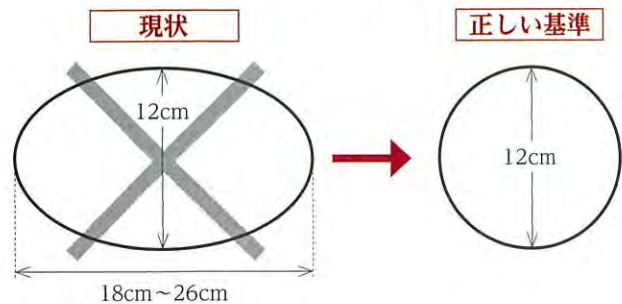
4. くくりわなによる人身事故増加等への措置

近年「くくりわな」にクマ類などが錯誤捕獲される例が多発。また、大型獣をわなからははずすことは極めて危険で安易な放獣は避けるべき

このため、くくりわなの「直径12cm以下」という基準の厳格な順守が必要。また、錯誤捕獲された大型獣には、現場の状況に応じた適切で速やかな対処が必要

※「くくりわな」の直径の計測方法

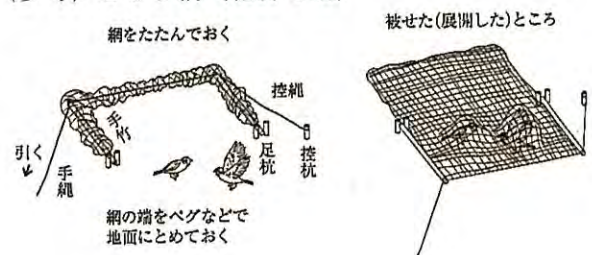
くくりわなの輪の直径は12cm以内とされているが、その計測方法は「短径」とされ、長径が20cm超の弁当箱型（楕円形）のわなが多く設置。本来の趣旨に基づき、早急に最大径12cm以内とすべき



5. 「むそう網」の規制強化

むそう網によるカモ猟は、捕獲数1人200羽/年以内の規制のみで、大きさ等については規制なし。電動式の超大型網により数百羽/回の捕獲や保護鳥の混獲の問題があり、使用・捕獲の現状について早急な調査を行い、早急な規制措置が必要

(参考) むそう網（穂打ち型）



従来のむそう網（手動式）→電動化・大型化→大量捕獲・混獲

6. 科学的な調査に基づく鉛弾規制の必要性

北海道以外では鉛中毒はほとんど発生せず、20年以上前からライフル銃用鉛弾の使用が禁止されている北海道との相違の合理的な説明不能

鉛中毒の原因は不明な点が多く、国内外の情報の収集と国内でのきめ細かなモニタリング等を実施し、科学的な原因説明の上での対処が必要

アマチュア無線が 鳥獣被害対策でも使用可能に！

大型獣の「巻狩り」では無線の使用が重要なポイントですが、アマチュア無線の使用は、これまでは冬季の一般狩猟（登録狩猟）のみ認められていました。

このため、大日本猟友会では、電波法を所管する総務省に対し、ボランティアとしての性格が大きい鳥獣被害対策等にも使用できるように長年要望していましたが、本年3月、災害時のボランティア活動や消防団活動などの「社会貢献活動」にも使用が認められることになり、その一環で猟友会の構成員

は鳥獣被害対策等の捕獲に使用できるようになりました。猟友会が実施者である指定管理鳥獣捕獲等事業に参加する場合も使用できます。

この度の総務省のご英断とご尽力に、心より敬意と感謝を表します。

なお、使用の際は、「コールサイン（呼出符号）」を必ず言うことが必要ですので、アマチュア無線のルールをしっかり守って下さい。

総務省の参考HP



Q アマチュア無線を使用する際のルールは？

A 社会貢献活動等に使用する場合も、アマチュア無線に関する電波法を守ってください。電波法令に違反すると、罰則があります。

代表的なルールとしては、以下のようなものがあります。

- ・ コールサイン（呼出符号）は必ず言いましょ。
- ・ 周波数の使用区別（バンドプラン）を守りましょ。
- ・ 他のアマチュア無線の運用を妨げないように心がけましょ。

Q 社会貢献活動でのアマチュア無線の使用において必要な資格や免許はあるの？

A アマチュア無線従事者資格とアマチュア無線局免許が必要です。

有資格者の監督が行われていても、無資格者が使用することはできません。なお、すでにアマチュア無線局免許をお持ちの方であれば、社会貢献活動を行う際に総務省への手続きは不要です。

A アマチュア無線のほか、デジタル簡易無線局（登録局）や免許不要の市販トランシーバーなども使えます。状況に応じて、活動に適切なものをご使用ください。

例えば、デジタル簡易無線（登録局）は、総務省（総合通信局等）への手続きが必要ですが、無線従事者免許が不要で、通信の際の識別信号の送出手続きが自動で行われるなど運用に制約が少ない無線システムです。

Q 社会貢献活動を行うために使う無線は、アマチュア無線に限られるの？

出典：総務省資料

環境省の事故防止動画制作に 本会が全面的に協力

環境省では、大日本猟友会の要請を受けて、本年3月新たな狩猟事故防止啓発用の動画「事故につながる分岐点」を制作し、環境省動画チャンネル（YouTube）で公開しました。

大日本猟友会は制作に全面的に協力し、また、再現ドラマのロケ地となった静岡県猟友会では、金澤会長をはじめ多くの会員の方々に出演していただき、大変素晴らしい映像となりました。本会の佐々木会長も自ら出演し、

狩猟者の皆さんにメッセージを送っています。

この動画の詳細については、49頁（最後の頁）をご覧ください。

新動画は、狩猟免許更新時講習や認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者の安全研修等に活用が期待され、お忙しい中制作に携わった環境省鳥獣保護管理室とご協力いただいた静岡県猟友会の皆さんのご尽力に対し、本誌面を借りて御礼申し上げます。



一般社団法人 静岡県猟友会
金澤 俊二郎 会長



野生鳥獣の保護管理の担い手の一員
としての見識とプライドを持つことです



（巻狩り前の大事なミーティング）



（俳優の藤岡弘、さんも登場）

ライフル射撃場での空気銃の射撃が可能に

本年3月、「指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」の制定により、空気銃の射撃を行うことができる指定射撃場の種類が変更され、ライフル射撃場において空気銃を使用することが可能となりました。

これは、近年におけるプリチャージ式等の威力の強い空気銃の出現状況と大日本猟友会等の関係団体からの要望等を踏まえたもので、空気銃のスコープ調整（ゼロイン）等に大きな改善が図られました。

豚熱（CSF）感染地域の野生 イノシシのジビエ利用が可能に

3年前に中部地方から飼育豚と野生イノシシへの感染が始まった豚熱（Classic Swine Fever、旧名豚コレラ）は、関係猟友会の協力により、野生イノシシの捕獲や経口ワクチン接種が行われていますが、現在でも制圧には至っていません。未だ発生地域の拡大が懸念されています。

仮に豚熱にかかったイノシシの肉や内臓を食べても人体に影響はありませんが、ウイルス拡散防止等のため、野生イノシシの陽性が確認された地点から半径10km圏内の区域で捕獲したイノシシのジビエ利用については、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡を行わないこととされてきました。

しかし、関係都府県から豚熱陰性イノシシのジビ

エ利用を望む声があり、家畜防疫に加え食品衛生も確保しつつ当該イノシシの出荷を可能とする枠組みが検討され、本年4月「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」が取りまとめられ、手引きを遵守することによりジビエ利用が可能となりました。

○野生イノシシの効果的な捕獲に取り組んでいる 関係都府県（令和3年8月現在）

青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡、長野、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、徳島、香川、愛媛、高知、沖縄（以上36都府県）

対馬のチョウセン（シベリア）イタチが 希少鳥獣に指定

チョウセンイタチは、長崎県対馬に生息する個体群を除いて外来種（移入種）であり、狩猟鳥獣（イタチと違いメスも含む。）に指定されていますが、対馬の個体群は在来種保護のため捕獲禁止の措置が取られていました。

本年4月、対馬の個体群は生息数減少が懸念されることから「希少鳥獣」に指定（捕獲禁止）され、

また、種の名称が「シベリアイタチ」に変更され、狩猟鳥獣の表示も、「（長崎県対馬市に分布する個体を除く。）」と変更されました。

対馬には遠い昔に朝鮮半島から渡ってきたと考えられますが、東アジア全体の視点からは、より正確な生息域が分かるシベリアイタチの種名の方がふさわしいと考えられます。

〈お知らせ〉ミロクのショットガンのリコール

高知県南国市の銃製造メーカーである（株）ミロク製作所では、2016年7月～2019年2月に製造した「Aボルトショットガン」の一部の製品で動作不良発生の可能性が判明したことから、その回収を行っています。

大半の回収は完了していますが、未回収のものが

まだ一部残っていますので、当銃を所持されている猟友の方は留意して下さい。

詳細は右のQRコードにアクセスすると見ることができます。



10年未満の被害防止目的の ライフル銃所持許可申請要件の改善

ライフル銃の所持許可申請については、一般には散弾銃の連続10年以上の所持許可が必要とされていますが、銃刀法では、職業猟師と鳥獣被害防止に携わることが必要な者は、10年を経過しなくても申請が可能とされています。

☞ (参考) 銃刀法第5条の2第4項

ライフル銃の所持の許可を受けようとする者が次に該当する者でなければ、許可をしてはならない。

狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者にあつては、ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者、事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者又は継続して10年以上猟銃所持の許可を受けている者

しかし、この「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」の認定要件が厳しいことから、許可件数は低い数字に留まっています。

大日本猟友会では、この要件の緩和についても要望して来ましたが、昨年12月、警察庁から新たな通達「被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について」が出され、その運用にあたっての課題の改善等が図られ、要件の緩和が実現しました。

これにより、ライフル銃所持許可者の増加が期待されます。

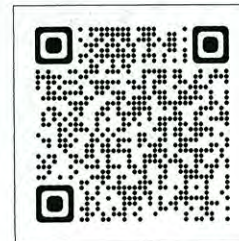
(主な通達のポイント)

- ・被害防止計画捕獲従事者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者は許可対象となり得る。
- ・市町村長作成の被害防止計画及び推薦書と、都道府県知事作成の第二種特定鳥獣管理計画又は実施計画及び認定鳥獣捕獲等事業者の推薦書は、「ライフル銃による獣類捕獲を必要とする者であることを証明する書類」として取り扱う。
- ・当該ライフル銃の保管については、個人保管を原則とし、市町村又は認定鳥獣捕獲等事業者及び所持許可を受けた者の「ライフル銃管理票」により、適切な保管・管理を確認する。

警察庁の関係通知



R2.12.22 通知



R2.12.28 通知



(スコープ付きライフル銃)

クマ類等の市街地出没増加への対応について

近年、人里や市街地へのクマ類等の出没による人身被害が増加しており、地域の要請による猟友会員の出勤が増加していますが、住宅集合地域での発砲は原則禁止されており、現場ではハンターにとって困難かつ危険な状況も発生しています。

このような状況を受け、環境省及び警察庁では、対応マニュアルや関係通知の変更を行っています。

また、大日本猟友会では、住宅集合地域での発砲についての法的な整理・裏付けを両省庁に要請しています。

跳弾等の危険性がある市街地等における発砲の判断は、経験の乏しい現場の警察官にとっては極めて難しく、何よりもベテランのハンターの的確な判断により行われるべきものと考えます。



(ツキノワグマ)

1. クマ類出没対応マニュアルの改定（環境省）

本年3月、14年振りにマニュアルの改定が行われました。

○マニュアルの構成及び概要

第1章 出没に備える

第2章 没時の対応

第3章 クマ類に遭遇した際にとるべき行動

第4章 クマ類の生態と現状

第5章 クマ類の錯誤捕獲によるリスクとその対策

○主な改定ポイント

- ・市街地出没等における人身被害に関する項目などの追加
- ・各地方自治体が行ってきた出没対応事例の追加
- ・関連データの更新

2. 警察官職務執行法を適用した対応に関する通知の改正（警察庁）

昨年10月、クマ等が住宅街に現れ、「人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第4条第1項の適用について」の新たな通知が発出され、各都道府県警察の参考になる留意事項等が示されました。

出勤する猟友会員は、住宅集合地域での発砲については、事前に法令や手順を十分確認しておくとともに、警察署員や市町村担当者と連絡調整を図ることが必要ですので、慎重かつ適正な対応をお願いします。

環境省マニュアル



警察庁通知



ニホンジカの寄生虫に関する 学位論文紹介

兵庫県猟友会副会長で獣医師の松尾さんが、この度ニホンジカの寄生虫に関する研究で博士号を取得されました。敬意を表するとともに、構成員の方々にも研究内容を知っていただきたく、特別に寄稿をお願いしました。

松尾さんのコメント：狩猟者は単なる捕獲人ではありません。知識と学識と技能を持つ集団なんです。博士号はその氷山の一角という気概を示したかったのです。

私事で恐縮ですが、今年の2月に62才と11ヵ月26日目で、日本獣医生命科学大学より「兵庫県のホンシュウジカに寄生が見られたサルコシスティスに関する研究」で獣医学博士の学位を取得しました。狩猟の延長で研究した結果です。十数年前、鳥撃ちから大物へと軸足が移り、鹿を解体する機会が多くなりました。当時ジビエが流行りだし、鹿や猪の有効利用が言われ出した頃です。肉用家畜は受精、発育、食肉への利用まで人の管理の輪から外れることはありませんが、鹿や猪は捕獲した瞬間からだけ人を関わります。肉用家畜は食肉センターで解体処理と並行して、獣医師による検査を受けながら安全性を担保されて消費者の元へ送り出されます。あえて意識しなくても食の安全性が確保されている訳です。鹿や猪も衛生的な解体処理の指針は出ているものの、その食肉検査は家畜ほどではありません。問題発生時には、食の安全性を重視する世間から、ただの廃棄物としか見られなくなるのではという危惧を覚えました。

本業が小動物臨床なので、異常所見が見られるとその都度病理検査に回っていたことから、狩猟家で獣医師の立場から、情報の発信が必要ではと思い、研究に着手しました。

病理からの報告で一番目についた鹿の筋肉中のサルコシスティス（筋肉内寄生虫）を研究のターゲットに定め、当時日本獣医生命科学大学に入学した一人娘の担任が兵庫県出身で奇しくも同学年ということで、強引にお願いして寄生虫学研究室へ大学院特別研究生として潜り込むことに成功しました。30年ぶりに学生証も手に入りました。それから苦節12年、アスプレーのダブルライフル片手に手下の犬連れ、検体というか獲物を求めて雪原を大いに彷徨し、学術探求と狩猟の狭間で研究を少しずつ積み重ねました。研究室のむさい男子学生や女子大生もフィールドワークと称して東京から参加したこともありました。凍れる猟野で学問の追及の厳しさを知り、地元猟友会の猪鍋で解凍されてましたが。

獣医系の野生鳥獣の論文は、地元猟友会や狩猟者の知識と知見と技術協力なくしては成り立ちません。常日頃、

研究者には狩猟者を善意の協力者ではなく、共同研究者として位置付けることを要請しています。すでに兵庫県猟友会では、宮崎大学のシカの肺吸虫の論文に、共同研究者としてセカンドに記載されました。

狩猟は獲物を仕留めることが最大の魅力ですが、その過程には別の多彩な獲物が潜んでいると言えます。猟場では未だに若手、気分は20代後半の大学院生、しかしながら重鎮の部類に届く年齢に達しましたが何とかものになりました。学術に限らず、ビジネスモデルやジビエ等、皆さんも色々狙ってみると楽しいと思います。狩猟には、理系も文系も探せばいくらかでも論文のテーマが満ち溢れています。

狩猟を取り巻く環境は厳しいものがありますが、対応するには感情で訴えても意味がなく、事象を数値化したり分析したりしてデーターを蓄積し、提示することの必要性が痛感されました。

今回の学位取得は、狩猟と猟友会があってこそその実現でした。この研究活動を応援してくれた兵庫県猟友会の自由闊達な気風、そしてなにより長年に亘り、狩猟の場と豊富な検体の提供を頂いた大栗支部下三方班の皆様の応援の賜物と深謝しております。

自画自賛、自慢ばかりですが自称ニムロッド（遊猟天狗）の戯言と御容赦ください。



< 著者紹介 >

松尾 史朗

兵庫県猟友会副会長（H28より）、明石猟友会長（H19より）
昭和57年（1982年）第一種銃猟免許取得、猟友会入会
麻布大学獣医学科卒、令和3年博士号を取得
松尾動物病院長（獣医師）、兵庫県明石市在住

論文：兵庫県の本シュウジカに寄生が見られたサルコシスティスに関する研究（要旨）

松尾 史朗（兵庫県猟友会副会長）

サルコシスティスは住肉胞子虫科に属する原虫であり、中間宿主の筋肉中にサルコシストを形成する。終宿主（ヒトを含む霊長類と肉食動物）と中間宿主（草食性や雑食性動物、ウサギやげっ歯類や鳥類）からなる生活環を持つ。中間宿主から終宿主への感染はサルコシスト寄生肉を摂食することにより、また終宿主から中間宿主への感染は終宿主の糞便中に排泄されるスポロシストを摂食することによる。最近ではジビエとして民間や行政による肉の有効利用が提唱されている。今回兵庫県における鹿の狩猟の機会を得たのでその実態について調査研究を行った。



筋肉中より取り出したサルコシスト
一部ブラディゾイドが漏出している。

1. 兵庫県のホンシュウジカにおける *Sarcocystis* の寄生状況

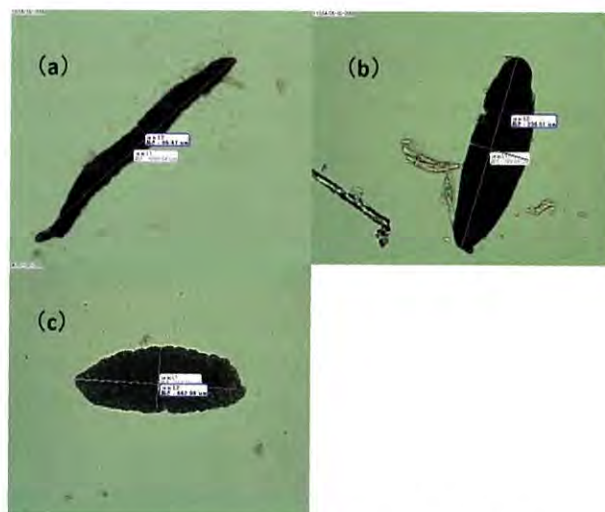
宍粟市福知下三方地区で捕獲された鹿 64 頭を年齢別、部位別に材料を採取し、サルコシストの寄生率を調査したところ寄生率は 81.3% と高率を示した。年齢別では 1 歳以降の個体の感染率に明瞭な差異は見られなかったが、1 歳未満の子ジカには寄生が認められなかった。部位別では心筋、横隔膜筋、後肢大腿二頭筋、および背最長筋間での感染率にはほぼ有意差が認められなかったが、寄生密度は心筋で有意に高い結果が得られた。この結果より、鹿に複数の種が寄生しているのか、単一種で、ある程度の心臓嗜好性があるのかは明らかにできなかった。サルコシストはいずれの部位でも長円形を呈し、大きさにはかなりの変異（ $445.5 \sim 1064.3 \times 99.0 \sim 247.5 \mu\text{m}$ ；平均 $678.6 \times 174.2 \mu\text{m}$ ）が見られた。今回の調査で観察された *Sarcocystis* はこれまでわが国で報告されていた種とは形態学的に異なっていた。



筋肉中の *Sarcocystis* のサルコシスト

2. 兵庫県のホンシュウジカからの *Sarcocystis* の形態学的検討

サイズや形態の差異について光学顕微鏡と電子顕微鏡を用いて形態学的特徴を調べた。サルコシストとブラディゾイトの総数の関連性を求めた結果、サルコシストの大きさとブラディゾイトの数については正の相関がみられ、サルコシストのサイズの違いは発育程度によるものであることが示唆された。サルコシストの形態学的検討では、シスト壁の外側に見られる絨毛状突起の形態比較が有用なので、世界各地のシカ由来種と比較した。トナカイとアカシカから記載されている *S.grueneri* に最も類似していたが、検討したいずれの種とも異なった未記載種である可能性が示唆された。



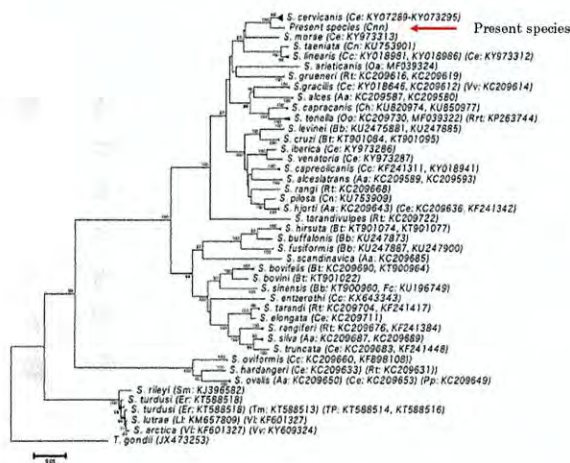
兵庫県のホンシュウジカからのサルコシスト
(a) 針型、(b) 唐辛子型、(c) 卵円型

3. 兵庫県のホンシュウジカ由来 *Sarcocystis* の分子分類学的検討

形態学的検討から針型、唐辛子型、卵円型に分けたが、*18SrDNA* 遺伝子解析から全て同じ種であることが判明した。この *Sarcocystis* の分類学的位置を *18SrDNA* および *cox1* 遺伝子を用いて検討したところ、鹿由来 *Sarcocystis* 属原虫の *cox1* 遺伝子による分類からこの *Sarcocystis* はこれまで報告されてきたものとは独立したクレードを形成した。遺伝子解析からは本種はこれまでに報告されていない単一種である可能性が示唆された。



実験感染犬の糞便内のスポロシスト



兵庫県からの *Sarcocystis* の *cox1* 遺伝子を用いた分類学的位置 (分子学統計)

4. 兵庫県のホンシュウジカからの *Sarcocystis* のイヌへの感染試験

サルコシスト含有のシカの心筋を2頭の犬に与えて感染の成立とプレパテントペリオドの日数を確認した。サルコシスト投与前には検出されなかったスポロシストが投与後5および6日目に排泄が確認された。これより本種はイヌが終宿主となることが証明され、本種のプレパテントペリオドは5~6日であることが判明した。以上より、形態学的、遺伝子学的、およびプレパテントペリオドの違いから兵庫県から検出された *Sarcocystis* は既知種とは異なった新種であることが示唆され、さらに本種は終宿主がイヌ科動物-中間宿主がシカで生活環が維持されていることが判明した。

本研究の結果から兵庫県に生息する鹿の *Sarcocystis* は80%を超える感染率を示し、濃厚感染が判明した。またわが国の他の地域から検出される種とは異なる種が主に生息していることが判明した。その生活環はイヌ科動物を終宿主に、シカが中間宿主になることが明らかになり、狩猟における狩猟犬のあり方やジビエとして食用肉としての鹿肉の活用には十分な注意が払われる必要性を示すものであった。

謝 辞

日本獣医生命科学大学獣医寄生虫学研究室 故・今井壮一名誉教授ならびに池和憲教授、森田達志准教授に心から感謝致します。

検体確保や検体の提供を10数年に亘り、現場で活動し、支えてくれた一般社団法人兵庫県猟友会六粟支部下三方班の大畑、小林、前田、木下、高崎、岡崎、岡本、日下各氏に対して心より御礼申し上げます。

レンジャーだより



阿寒湖からはじまる 国立公園のエゾシカ対策

環境省釧路自然環境事務所
生態系保全等専門員 上畑 華菜

○まずは自己紹介

私は、18歳の時、動物に関わる仕事がしたいと動物園への就職を目指し、学芸員の資格が取れる大学に進学しました。当初は抵抗があった狩猟に関しても、野生動植物の保護管理を学ぶ中で必要な行為の一つであると学び、29歳で猟銃の所持免許を取得しました。獲物が獲れた時はもちろん嬉しいですが、たとえ獲物が獲れなくても、日の出とともに森に入り、草花や鳥のさえずりに癒やされて帰ってくる。そんな豊かな恵みや癒しを与えてくれる自然を守りたいとの思いから様々な形で自然生態系に関わってきました。

○ご存知ですか？阿寒摩周国立公園

国立公園の制度がはじまったのは今から遡ること90年前の昭和6（1931）年。今回ご紹介する「阿寒摩周国立公園」は、昭和9（1934）年に指定された最も歴史ある国立公園の一つです。地域の特徴である「火山と森と湖が織りなす原生的景観」が、我が国を代表する傑出した自然の風景地として認められ国立公園に指定されました。



写真1：雄阿寒岳から見た阿寒湖

○はじめりは地元の取組から

この公園の景観を形づくる重要な要素である豊かな「森林」ですが、特にニレ類などの広葉樹にエゾシカによる被害が目立つようになったのが1980年代頃です。

エゾシカによる被害を具体的に明らかにしたのが、阿寒湖一帯の広大な土地・森林を所有・管理する（一財）前田一步園財団（以下「財団」）でした。初代園主の思想に基づき、阿寒の自然環境を守り育む取組を行ってきた財団は、樹一本一本を確認し、被害の有無を調査しました。その結果、3,593haの管理地内にあるニレ類だけで10万本近い被害（平成8（1996）年当時）があることがわかりました。常緑針葉樹林の大木が多くあることから、その林床は積雪が少なく餌となるササ類が豊富であり、防風効果をもたらす豊かな森林はエゾシカにとって生息条件が良く、阿寒湖周辺を越冬地として利用していることが明らかになりました。

○官民で力あわせて～エゾシカ対策のスタート

実は北海道のエゾシカは、過去の乱獲と豪雪により著しく数を減らしていたことから、北海道によって狩猟規制などの保護政策が行われていました。しかし、農林業被害の急増を受け、北海道や財団、研究機関等が協力して調査・研究を進めた結果、道東のエゾシカの生息状況や植生への被害状況等、様々なことがわかってきました。これを受けて、それまでは個体数維持のため禁止されていたメスジカの狩猟が一部解禁されたのが平成6（1994）年。いまから27年前のことです。

今となってはエゾシカ対策の普遍的な考え方となっていますが、エゾシカの生息状況と被害状況の大きく2つのモニタリングデータを活用した科学的知見に基づく保護と管理は、阿寒地域が先駆けだったのです。

○環境省も登場～「生態系維持回復事業」とは

平成25（2013）年には、自然公園法に基づき、農林水産省と環境省により「阿寒生態系維持回復事業計画」を策定しました。これは阿寒摩周国立公園に生息する動植物等からなる豊かな生態系を“維持”し、増えすぎたエゾシカにより過剰に受けた被害を“回復”させるための取組の考え方について定めたものです。もちろん「科学的な保護と管理」のために各種調査（モニタリング）の実施についても触れ、北海道エゾシカ管理計画と連携を図ることが明記されています。



写真 2：植生調査の様子

ちなみに、北海道エゾシカ管理計画では「絶滅を回避しながら適正な管理を行い、道民共有の自然資源であるエゾシカと人間の共生」等を管理目的とし、決して根絶が目的ではないことが明記されています。適切な個体数を維持することにより、様々な森の恵みを末永く楽しみたいですね。

○さらに官民で力あわせて～地域協議会の設立

エゾシカは年間を通して越冬地にとどまる「定住個体」と夏と冬の行動圏を往復する「移動個体」がいることが知られており、エゾシカ対策には関係機関や団体が広域的に連携することが必要不可欠となります。そこで、阿寒摩周国立公園では環境省が中心となり「阿寒摩周国立公園エゾシカ対策協議会」（以下「協議会」）が令和 2（2020）年に設置されました。協議会には林野庁から北海道森林管理局と阿寒摩周国立公園内や隣接する森林を管理している 4 つの森林管理署、北海道、12 の市町村、そして地域の自然環境を守ってきた財団が参加しています。さらにエゾシカの生態や管理等に詳しい専門家から、科学的な知見に基づく助言や提案を受けることも想定されています。

○具体的に何を？～実行計画の策定

協議会では「阿寒生態系維持回復事業計画」に基づき、「阿寒摩周国立公園エゾシカ対策実施計画」（以下、「実施計画」）を令和 3（2021）年 4 月に策定しました。この実施計画では環境省がこれまでに実施してきたモニタリング調査の結果を踏まえ関係機関の役割等を整理し、関係機関が一丸となりエゾシカの生息域である国立公園やその周辺でシカ対策を進めることが定められています。

○いま何が起きているのか？みんなで情報共有

阿寒摩周国立公園では公園内で捕獲したエゾシカに GPS 首輪を装着し、個体群動態を把握する調査を進めてきました。その結果から、公園内にいるエゾシカの一部は周辺市町村やさらには釧路湿原まで移動していることが分かり、公園周辺でエゾシカ対策

を進めることにより公園内のエゾシカの個体数密度を減らせることが分かりました。また、植生保護柵を用いた森林部での植生調査の結果から、被害防止を行うことで林床植生が回復することも分かりました。この地域の豊かな自然を後世に残すためには、現状の理解と様々な対策の検討・実施が必要であり、このような情報の共有も非常に重要と考えています。

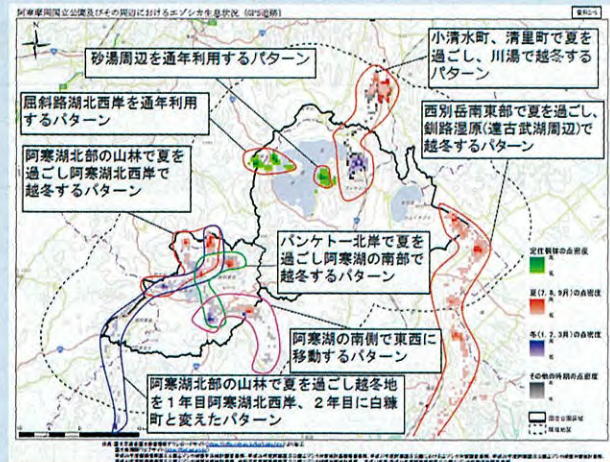


図 1：GPS 首輪装着個体行動追跡結果

○ 2 省庁 1 道 12 市町村 1 団体が集まると？

阿寒摩周国立公園の面積は 914.1km²。協議会に参加する自治体面積は約 10 倍の 8,852.9km²にもなり、これは都道府県面積ランキング 11 位の広島県（8,478.5km²）よりも広い面積になります。

実行計画策定後、協議会としての取組は令和 3 年が一年目。広大な面積に生息するエゾシカに対し、関係者が連携してどのような対策を進めるのか、阿寒摩周国立公園の今後に注目です。協議会でどのようなことが話し合われているのか、随時、釧路自然環境事務所ホームページにて紹介していく予定です。

○最後に私が思う「狩猟者としてできること」

ここまで、関係機関等が連携しエゾシカ対策を行うことについて紹介してきましたが、私たち狩猟者も、エゾシカ管理の主要な担い手の一員であることを忘れてはいけません。狩猟者としてエゾシカ管理に携わることで後世に豊かな自然と恵みを残し、狩猟の役割や技術を継承していくことが今の私にできる頂いた命への恩返しだと考えています。

本誌では、全国の国立公園などの貴重な自然地域における野生鳥獣の管理に関する話題について、シリーズで環境省の自然保護官（レンジャー）に執筆をお願いしています。

令和2年度事業・決算 及び 令和3年度事業計画・予算の報告

6月15日、東京都千代田区のアルカディア市ヶ谷において、令和3年度定時総会が開催され、令和2年度の事業報告・決算が承認されました。また、令和3年度の事業計画と予算は、3月29日に開催された令和2年度第3回理事会で承認されています。

● 令和3年度定時総会の概要

今年度の定時総会は、前年度同様、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、会員（各都道府県猟友会）からの参加者は1名に限定し、また、会場は「ソーシャル・ディスタンス」を確保しての座席配置等による開催となりました。

総会の冒頭、令和2年度の構成員数増加率上位猟友会の表彰と、環境省DVD作製に多大な貢献をされた静岡県猟友会へ感謝状贈呈を行いました。

続いての議事では、日向野栃木県猟友会会長が議長に選出され、次の議案が承認されました。

第1号議案 令和2年度事業報告について（報告）

第2号議案 令和2年度貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認について

なお、一昨年まで恒例であったご来賓の招待や国会議員等を招いての懇親会は、コロナ禍のため残念ながら実施できませんでした。



（挨拶する佐々木会長）



（議長を務めた日向野栃木県猟友会会長）

<表彰獵友会>

◇構成員(総数)増加率上位獵友会

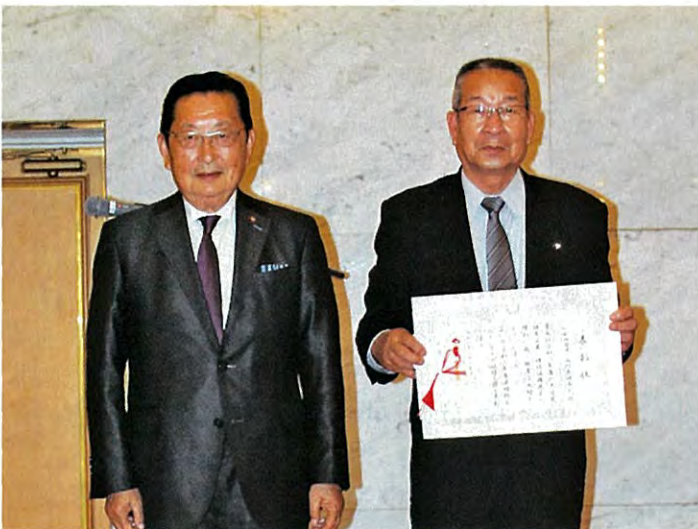
- 第1位 一般社団法人 岐阜県獵友会
- 第2位 一般社団法人 鳥取県獵友会
- 第3位 一般社団法人 山形県獵友会

◇第一種銃獵構成員増加率上位獵友会

- 第1位 一般社団法人 沖縄県獵友会
- 第2位 一般社団法人 岐阜県獵友会
- 第3位 一般社団法人 石川県獵友会



(表彰を受ける受賞者代表の辻森石川県獵友会会長)



(佐々木会長と辻森石川県獵友会会長)



(佐々木会長と金澤静岡県獵友会会長)

令和2年度事業内容の概要

令和2年度は、年度当初から新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」）による緊急事態宣言が発令され、各委員会開催の最小限化やブロック会議、安全狩猟射撃ブロック大会を中止するなど、少なからぬ影響を受けましたが、6月の定時総会で佐々木会長が再選（6期目）され、引き続きそのリーダーシップの下、関係省庁・与党への要請等をはじめとする本会活動は、例年同様に行いました。

特に、長年の懸案であったアマチュア無線の有害捕獲等における使用可能化やライフル射撃場で空気銃の射撃可能化などの成果を挙げました。さらに、改正の時期を迎えた鳥獣被害防止特別措置法について、政府与党に積極的な提言等を行いました。

重要課題である構成員・担い手の育成確保については、第一種構成員加入者増のための新たな支援事業を開始するなど重点的な取り組みの結果、各都道府県猟友会の理解・協力もあり、構成員の総数はほぼ横ばいに留まりました。

収支については、共済保険事業の支払額のやや減少、コロナによる各種会議の中止・縮小、ベスト・帽子作製費の減少、八十周年記念事業の終了等による経常経費の大幅減少により正味財産は増加し、より健全な状態となりました。

1. 構成員数

構成員数は、増加取り組み等の成果から、第一種構成員の減少は約1,900人に留まり、一方でわな猟構成員は引き続き増加し、総数では前年度から281人（0.3%）減少とほぼ横ばいでした。

女性構成員については、2,458人から2,751人と約300人増加しました。

年度末構成員数

年度	わな	網	第一種	第二種	合計
30年度	36,059	344	65,905	2,734	105,050
元年度	37,477	340	63,747	2,671	104,235
2年度	39,050	319	61,867	2,718	103,954

単位：人

2. 重点事業

以下の事項について、重点的に事業を実施しました。

① シカ・イノシシの捕獲強化に向けた支援・協力

・政府の「2023年シカ・イノシシ半減目標」の確実な達成のため、「鳥獣被害防止に向けた集中捕獲キャンペーン」に全面的な支援・協力

・11月に自民党・政府関係者を招いた「決起大会」を主催し意識高揚に貢献。また、関係省庁に対し捕獲者としての提案・助言等を実施

② 新規ハンター構成員の増加のための新たな取り組み

・次の集中的な都道府県猟友会への助成事業を開始
 ア. 新規第一種構成員に対する免許等取得費用の支援
 イ. 新規第一種構成員への猟銃譲渡費用の支援
 ウ. 初級構成員を対象とした捕獲技術・意欲向上事業の支援

③ ハンター増加のための銃刀法や鳥獣保護管理法の改正の推進

・銃刀法の厳しい制限の緩和や鳥獣法に市街地出没のクマ類等への発砲規定欠如等に関し要請等を展開
 ・電波法関係では、長年の懸案のアマチュア無線の有害捕獲等での使用が可能
 ・10年未満のライフル銃所持許可申請に関する確認書類の簡素化
 ・ライフル射撃場での空気銃の射撃が可能
 ・住居集合地域等での発砲に関する警察庁の新たな通達が発出
 ・改正時期を迎えた鳥獣被害防止特別措置法に関し、鳥獣議連等を通じて効率的かつ新たな捕獲手法等を提案

④ 豚熱拡大防止に関する協力

・発生が続く豚熱の拡大防止に向けて、関係都道府県猟友会の協力を得て、野生イノシシの捕獲、ワクチン散布等の対策推進に引き続き協力

⑤ 国際交流の推進

・CIC（国際狩猟・野生動物保全評議会）の年次総会（於ラトビア）はコロナのため中止となったが、本年9月開催の「2021 狩猟・自然 EXPO」とCIC年次総会への参加準備のため、ハンガリー大使館等と交流・情報収集

3. 継続事業

(1) 都道府県猟友会への各種助成金の支給

助成金総額 170,351 千円

(2) 狩猟事故共済保険運営事業

(保険金支払件数・金額)

年度	他損死亡	他損傷害	自損等死亡	自損傷害等	計	支払額
30年度	1	2	19	223	245	80,216
元年度	3	6	8	263	280	85,680
2年度	2	2	18	236	258	82,716

単位：件、千円

- (3) ジビエ利活用の推進
- (4) ホームページのリニューアル、SNS 等による情報発信
- (5) 「狩りマップ」の提供開始
- (6) 狩猟読本・例題集、狩猟関係物品の販売・斡旋
- (7) 会報、講習会用ポスターの作成・配付
- (8) 狩猟者登録申請手続便覧の作成
- (9) 功労者の表彰等
- (10) 災害見舞金の贈呈
- (11) 野生鳥獣感染症調査等への協力
- (12) 野生鳥獣の専門家との交流等

4. その他

- (1) 基本財産等の運用管理
- (2) 借入金及びその返済
- (3) 事故防止対策等積立金の積立
- (4) 災害見舞金の積立
- (5) 「猟友会」の名称を使用した他団体に対する対応
- (6) 中央環境審議会自然環境部会への参加

※事業報告書等については、本会の HP で公開していますので、詳細は HP をご覧ください。

令和 2 年度 貸借対照表

令和 3 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

科 目	2 年度					(参考) 元年度
	事業等会計	共済会計	法人会計	内部取引消去	計	
I 資産の部						
1. 流動資産	186,533,814	264,133,405	218,388,747	△ 385,096,569	283,959,397	224,348,966
2. 固定資産	5,622,267	738,215,000	373,020,301	0	1,116,857,568	1,107,816,570
(1) 基本財産	0	695,910,000	285,921,478	0	981,831,478	985,921,478
(2) 特定資産	0	0	85,614,761	0	85,614,761	69,029,440
(3) その他固定資産	5,622,267	42,305,000	1,484,062	0	49,411,329	52,865,652
資 産 合 計	192,156,081	1,002,348,405	591,409,048	△ 385,096,569	1,400,816,965	1,332,165,536
II 負債の部					0	
1. 流動負債	27,574,475	344,460,715	253,240,003	△ 385,096,569	240,178,624	239,074,452
2. 固定負債	20,862,000	146,515,767	5,990,435	0	173,368,202	226,060,495
負 債 合 計	48,436,475	490,976,482	259,230,438	△ 385,096,569	413,546,826	465,134,947
III 正味財産の部						
1. 指定正味財産	0	0	0	0	0	0
2. 一般正味財産	143,719,606	511,371,923	332,178,610	0	987,270,139	867,030,589
正 味 財 産 合 計	143,719,606	511,371,923	332,178,610	0	987,270,139	867,030,589
負債及び正味財産合計	192,156,081	1,002,348,405	591,409,048	△ 385,096,569	1,400,816,965	1,332,165,536

大日本猟友会の会費（構成員納入金）のご案内

本会の会費は、次のとおりとなっています。

都道府県猟友会の会費納入の際に、本会会費も併せて納入をお願いします。

種 別	会費の額	うち共済掛金額
第一種銃猟	4,800 円	1,500 円
第二種銃猟	3,300 円	750 円
わな猟	2,300 円	750 円
網 猟	2,300 円	750 円

* 第一種銃猟と他の複数の狩猟免許・狩猟登録の方は、第一種銃猟構成員として加入して下さい。

令和2年度 正味財産増減計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科 目	2 年度				(参考) 元年度
	一般会計	共済会計	法人会計	計	
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	17,188,833	39,204,167	0	56,393,000	37,066,226
特定資産運用益	16	0	0	16	7
受取会費	0	124,364,250	272,110,650	396,474,900	401,779,000
支払備金戻入額	0	206,237,463	0	206,237,463	191,249,272
事業収益	88,737,805	0	0	88,737,805	88,416,966
雑収益	30,952	1,270,454	905,779	2,207,185	7,379,462
経常収益計	105,957,606	371,076,334	273,016,429	750,050,369	725,890,933
(2) 経常費用					
事業費	209,828,003	327,331,267	0	537,159,270	575,369,320
租税公課	19,029,041	4,678,758	0	23,707,799	16,415,218
支払助成金	138,864,150	31,486,500	0	170,350,650	172,969,000
共済費	0	82,635,361	0	82,635,361	85,890,230
支払備金繰入額	0	204,974,157	0	204,974,157	206,237,463
幹旋仕入れ	26,413,986	0	0	26,413,986	33,525,293
事業管理費	38,677,838	21,082,618	0	59,760,456	72,595,806
管理費	0	0	23,852,477	23,852,477	64,567,123
経常費用計	248,505,841	348,413,885	23,852,477	620,772,203	712,532,249
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 142,548,235	22,662,449	249,163,952	129,278,166	13,358,684
基本財産評価損益等	0	△ 8,390,000	0	△ 8,390,000	0
投資有価証券評価損益等	0	△ 4,540,000	0	△ 4,540,000	1,642,000
評価損益等計	0	13,030,000	0	13,030,000	1,642,000
当期経常増減額	41,426,209	△ 26,425,525	0	15,000,684	15,000,684
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	0	150,507,151	0	150,507,151	146,801,069
責任準備金等戻入	0	150,507,151	0	150,507,151	146,801,069
(2) 経常外費用	0	146,515,767	0	146,515,767	150,507,151
責任準備金等繰入	0	146,515,767	0	146,515,767	150,507,151
当期経常外増減額	0	3,991,384	0	3,991,384	△ 3,706,082
当期一般正味財産増減額	118,829,255	13,623,833	△ 12,213,538	120,239,550	11,294,602
一般正味財産期首残高	24,890,351	497,748,090	344,392,148	867,030,589	855,735,987
一般正味財産期末残高	143,719,606	511,371,923	332,178,610	987,270,139	867,030,589
II 指定正味財産増減の部	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	143,719,606	511,371,923	332,178,610	987,270,139	867,030,589

令和3年度事業計画・予算の概要

I. 事業の基本的な方針

令和3年度は、コロナがまだ見通せないものの、ワクチン接種の普及等による状況改善を前提として、本会への社会的な要請に的確に応え行くため、積極的な事業展開に取り組みます。

特に、国の「2023年シカ・イノシシ半減目標」の達成に向けた捕獲の強化に関係都道府県猟友会を挙げて取り組むとともに、担い手である新規ハンターの増加にも積極的に取り組みます。

また、各種会議等は例年同様に開催することとし、引き続き猟友会及び狩猟者のステータスを高めるため、情報の発信、安全狩猟対策の推進、ジビエ利活用の推進、野生動物の管理・研究の推進、国際交流の推進等の様々な事業に取り組みます。

II. 重点的実施事業

① シカ・イノシシの捕獲強化の推進

- 「2023年シカ・イノシシ半減目標」の確実な達成に向けて、国の緊急捕獲対策事業に全面的に協力

② 新規ハンター構成員の増加対策の推進

- 支援事業の推進と「ハンティングスクール助成事業」の開始
- 狩猟関係法令等の改正実現に向けて、引き続き関係省庁等への要請活動を展開

③ 狩猟やジビエ利活用に関する情報発信の推進

④ 野生動物管理・研究の推進のための新たな体制の検討等

⑤ 国際交流の推進

- 9～10月にハンガリーで開催される「狩猟万博」とCIC年次総会に出席

⑥ その他

- 市街地出没増加のクマ類対策の推進、野生イノシシの豚熱感染防止のための協力他

III. その他の事業

各種会議の開催、共済保険事業の運営、県猟助成金の配賦、物品の斡旋販売、所有財産の管理・運営等の継続事業についても、引き続き適正かつ円滑な運営に努めます。

令和3年度予算の概要

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：千円)

科目	一般会計	共済会計	計	(参考) 2年度
1. 収入				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	15,100	40,140	55,240	37,250
受取会費	271,425	125,625	397,050	394,420
事業収益	138,450	195,000	333,450	286,999
支払備金等戻入額	0	195,000	195,000	191,249
斡旋売上	137,700	0	137,700	95,000
事業受託	750	0	750	750
雑収益	1,000	1,175	2,175	2,175
経常収益計	425,975	361,940	787,915	720,844
2. 支出				
(1) 経常費用				
事業費	377,565	360,035	737,600	666,587
給料手当	23,800	10,200	34,000	33,000
助成金	195,300	31,000	226,300	229,200
調査事業費等	14,250	1,500	15,750	6,750
販売物品等仕入	59,100	10,000	69,100	43,450
情報発信事業	13,900	1,100	15,000	14,500
帽子ベスト作成費	5,550	5,550	11,100	11,100
共済費	0	80,000	80,000	60,000
支払備金繰出	0	205,000	205,000	206,237
事故防止対策基金積立	10,000	0	10,000	10,000
予備費	10,000	0	10,000	30,000
経常費用計	403,775	361,535	765,310	714,294
(2) 借入金返済額	20,914	0	20,914	50,742
支出計	424,689	361,535	786,224	765,036
収支差額	1,286	405	1,691	6,550
(参考) 借入金期末残高	0	0	0	20,914

大日本獵友会ホームページのリニューアル

大日本獵友会のHPは、公開から20数年が経過し、内容が現況に合わずデータが古いままなどから予てより改訂を計画していましたが、事務局の手が回らずなかなか作業が進みませんでした。

コロナ禍での各種会議の中止等により作業時間が確保できたこともあり、昨年はようやく改訂作業が進み、本年3月にリニューアルが完成し、公開を開始しました。

新しいHPは、多くの写真を掲載するとともに、スマホ専用版でスマホでも画面が見やすくなりました。


また、FacebookやInstagramを含むリンク先も充実しました。構成員の方々への情報提供（「構成員（会員）のページ」という専用ページがあります。）に加え、特に狩猟に興味を持ったいわゆる初心者を中心に狩猟担い手育成等における活用を期待しています。

今後は、最新情報の提供に努めるとともにバージョンアップにも心がけて参りますので、是非「お気に入り」に登録しアクセスして下さい！




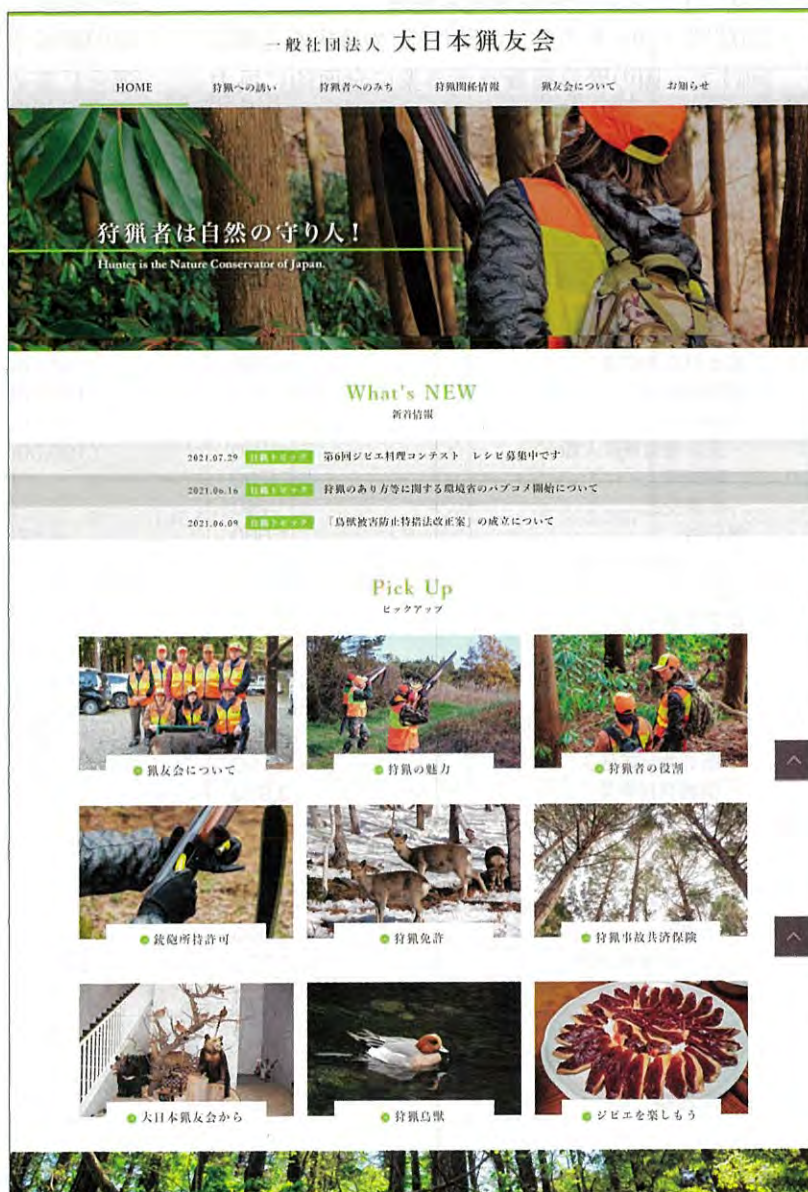
<http://j-hunters.com/>

こちらも！

 Facebook



 Instagram



「狩りマップ」の提供を開始



3年前から大日本猟友会が開発を進めていた構成員専用の捕獲データ記録用アプリ「狩りマップ」が完成し、本年4月から提供を開始しました。

このアプリは、Googleマップ上に鳥獣の捕獲位置や日時等を記録できるとともに、マップ上で自分と周囲の猟仲間の位置確認ができ、安全確保にも役立つものです。

スマートフォン（Android 及び iPhone）で、「アプリ 狩りマップ」（似た名称の他のアプリがあるので注意）と検索しダウンロードすると、まずアドレス登録のページが出ますので、自分のメールアドレスを登録し、その後会員登録を進めてください。

なお、アドレス登録回答メールが来ないといった

場合は、アドレスの記入違いや迷惑メールへの振り分け等と考えられますので、よく確認してください。

また、アプリ画面では「マップをダウンロードする」という表示が出てきますが、これは、GPSが届かない場所でも予めダウンロード（電波の条件の良い場所で可能）しておいた画角は見ることもできるものです。ただし、Androidでは画角が表示されないことがあります（対策検討中）。



昨年も猟友に「災害見舞金」を贈呈

平成21年3月の東日本大震災以降、一昨年10月の台風19号、そして昨年7月の熊本県球磨川流域豪雨災害など、各地を襲った自然災害により、多くの死傷者や家屋の水没・全半壊などの大きな被害が毎年発生しています。

今年も7月に静岡県熱海市で土石流災害が発生しましたが、幸いにも猟友の被害はなかったようです。

また、8月中旬には停滞前線による大雨の災害が、九州から関東にかけて発生しました。

大日本猟友会では、このような自然災害により家屋の半壊以上の被害に遭われた構成員に、少しでも生活の再建等の力になるため、佐々木会長からの見舞状を添えて、関係猟友会を通じ「災害見舞金」を贈っています。昨年の球磨川流域豪雨災害に関しては、31件、総額162万円を贈呈しました。

見舞金の原資は、毎年会費（共済掛金を除く）の1.0%を「災害見舞金積立基金」に積み立てています。

新潟で射撃ブロック大会を開催

大日本猟友会の恒例行事である「安全狩猟射撃ブロック大会」は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年は残念ながら全ブロックで開催を中止しました。

今年も引き続き感染拡大が続いており、他のブロックでは中止となりましたが、感染状況が比較的落ち着いている東北北海道ブロックは、今年の幹事県である新潟県の巻射撃場（新潟市）において、ソーシャルディスタンスなどに十分留意しながら、9月に開催を予定しています。（※中部ブロックは原稿作成時では未定。）



（一昨年の山形県での大会開会式の様子）

猟銃用実包管理帳簿

年 月 日 ~ 年 月 日

氏名 _____

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 散弾(スラッグ弾)
<input type="checkbox"/> 散弾(番径 ()番)(a:BB弾, b:その他)
<input type="checkbox"/> ライフル弾(())
※1 | ①銃種(散弾銃/ライフル銃) 銃番号(()番径(()番)
②銃種(散弾銃/ライフル銃) 銃番号(()番径(()番)
③銃種(散弾銃/ライフル銃) 銃番号(()番径(()番) |
|---|--|

年月日	使用目的※2	区分※3	数量	残数	相手方の住所・氏名 /消費場所	備考※4
前年度繰越						
計						

※1 当帳簿は実包の種類ごとに作成・記録するものとし、該当の実包にチェックし、散弾は()内に番径を記載する。ライフル弾は()内に名称(例:30カービン)を記載する。
 ※2 「使用目的」欄は、該当の事項に○をつける。 狩:狩猟 有:有害鳥獣駆除 指:指定管理鳥獣等捕獲 標:標的射撃
 ※3 「区分」欄には、法令に定める「製造」「譲渡」「譲受」「購入」「交付(した)」「(保管委託する場合)」「交付(された)」「(保管委託した実包を払い出す場合)」「消費」「廃棄」から該当するものを記載する。
 ※4 「備考」の欄には、その実包消費に使用した銃の番号(氏名下記載の①②③)を記載する。銃が1丁のみの場合は記載不要。また、必要に応じ、捕獲対象の鳥獣の種類や散弾の場合はBB弾又はその他の散弾の別をa,bで記載する。

猟銃用雷管・火薬管理帳簿 (ライフル実包の製造用)

' 年 月 日 ~ 年 月 日

氏名 _____

年月日	猟銃用雷管(個)			火薬(グラム)			購入先の住所・氏名	備考
	購入数	製造数	残数	購入量	使用量	残量		
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
計								

大日本猟友政治連盟の活動報告

大日本猟友政治連盟は、平成22年に大日本猟友会の役員が主体となって結成された政治資金規正法に基づく政治団体で、狩猟や野生鳥獣管理に理解の深い「自民党鳥獣捕獲緊急対策議員連盟」（略称：鳥獣議連、会長：二階俊博幹事長）所属の国会議員などに対する各種要請活動や政治活動支援、選挙応援、狩猟に関する普及広報などの活動を行っています。

連盟の運営は、構成員の皆様からの寄附金（寄附金目安額：1人200円以上）を原資としていますので、今年も皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

▼令和2年(R2.1.1~R2.12.31)の活動概要

(1) 鳥獣議連等を通じた各種要請活動

コロナウイルス感染拡大下ではありましたが、自民党鳥獣議連等を通じ、警察庁をはじめとする関係省庁に、銃砲所持許可に関する規制緩和、鳥獣被害防止特別措置法による技能講習の免除規程の延長、鳥獣被害対策におけるアマチュア無線の利用等の要請活動を引き続き精力的に展開し、令和3年における多くの成果につなげました。

(2) 鳥獣関係議員に対する支援

政府与党の鳥獣・狩猟関係議員や政策集団の政経パーティ等への支援を引き続き行い、良好な信頼関係の継続・強化等に努めましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、政経パーティや与党主催行事等の多くは延期や中止を余儀なくされました。

(3) 選挙応援等

令和2年は衆議院、参議院とも補欠選挙のみ実施されましたので、それらの候補者及び知事選挙や主な首長選挙の応援を行いました。

(4) 広報活動

1月に鳥獣・狩猟関係の大勢の国会議員や関係省庁幹部等に本会とジビエ利活用のPRを行う第4回となる「自然と農山村を守る狩猟のつどいージビエを食べて中山間地を守ろうー」を、自民党本部において開催しました。



(R2年2月開催の自民党鳥獣議連等の合同会議で発言する佐々木会長)

自民党 鳥獣捕獲緊急対策議員連盟 役員名簿

令和3年8月現在

顧問	伊吹文明(衆) 大島理森(衆) 衛藤征士郎(衆) 山東昭子(参)
会長	二階俊博(衆)
会長代行	鶴保庸介(参)
副会長	稲田朋美(衆) 河村建夫(衆) 岸田文雄(衆) 塩谷立(衆) 鈴木俊一(衆) 田村憲久(衆) 浜田靖一(衆) 宮腰光寛(衆) 森 英介(衆) 中曽根弘文(参) 林 芳正(参) 山崎正昭(参)
幹事長	林 幹雄(衆)
幹事長代理	野村哲郎(参)
副幹事長	高鳥修一(衆)
常任幹事	伊東良孝(衆) 遠藤利明(衆) 高市早苗(衆) 平沢勝栄(衆) 古川 康(衆) 金子原二郎(参) 進藤金日子(参) 堂故 茂(参) 二之湯 智(参) 山田俊男(参) 山谷えり子(参)
事務局長	谷 公一(衆)
事務局次長	武部 新(衆) 牧島かれん(衆) 宮路拓馬(衆) 宇都隆史(参) 三木 亨(参)

▼令和3年の事業計画

令和3年においても、新型コロナウイルス感染対策に十分留意しつつ、引き続き鳥獣議連等を通じた各種要請活動、鳥獣関係議員に対する支援、広報活動等を展開し、構成員の狩猟に関する利便向上等のための活動に努めます。

特に本年は、衆議院議員選挙が10月までには実施されることから、狩猟関係等の与党議員に対する積極的な選挙応援を行います。

○令和2年決算 (R2.1.1 ~ R2.12.31)

(単位：円)

科 目	令和2年	(参考) 令和元年
I 収入の部		
1. 寄付金 (個人：構成員)	17,876,860	17,373,320
2. その他の収入 (利息等)	24	21
収入合計	17,876,884	17,373,341
II 支出の部		
1. 経常経費	1,096,033	1,078,895
2. 政治活動費	9,269,199	11,052,078
(1) 組織活動費	8,818,894	10,756,174
(2) 選挙関係費	450,305	295,904
3. 予備費	0	0
支出合計	10,365,232	12,130,973
収支差額	7,511,652	5,242,368
前年度繰越金	13,438,466	8,196,098
繰越収支差額	20,950,118	13,438,466

○令和3年 予算書 (R3.1.1 ~ R3.12.31)

(単位：円)

科 目	令和3年	(参考) 令和2年
I 収入の部		
1. 寄附金	20,800,000	21,000,000
(1) 個人	20,800,000	21,000,000
2. その他の収入 (利息等)	10	30
収入合計	20,800,010	21,000,030
II 支出の部		
1. 経常経費	1,180,000	1,180,000
2. 政治活動費	15,000,000	10,500,000
3. 予備費	2,000,000	5,000,000
支出合計	18,180,000	16,680,000
収支差額	2,620,010	4,320,030
前年度繰越金	20,950,118	13,438,466
繰越収支差額	23,570,128	17,758,496

統計資料

1. 猟銃等所持者数・狩猟免許保有者数・大日本猟友会構成員数の推移

(単位：人)

年度	猟銃等 所持者数	狩猟免許保有者数						大日本猟友会構成員数					
		第一種 銃猟	第二種 銃猟	わな猟	網 猟	合 計	内女性	第一種 銃猟	第二種 銃猟	わな猟	網 猟	合 計	内女性
S56	457,309	434,314	24,126	12,784		471,224	1,404	343,555	7,441	3,099		354,095	
S57	421,287	355,974	18,748	12,521		387,243	1,154	317,806	6,735	3,150		327,691	
S58	390,623	346,006	18,668	12,773		377,447	1,115	294,015	5,831	3,186		303,032	
S59	369,237	356,170	19,139	13,987		389,296	1,204	276,531	5,435	3,162		285,128	
S60	337,385	297,014	15,672	13,581		326,267	1,006	261,867	4,936	3,160		269,963	
S61	321,483	297,767	15,787	14,204		327,758	989	247,357	4,636	3,230		255,223	
S62	307,450	299,314	15,811	15,187		330,312	1,043	237,598	4,288	3,313		245,199	
S63	290,999	259,074	14,426	15,133		288,633	894	228,867	4,231	3,355		236,453	
H 1	278,946	257,879	14,576	15,835		288,290	854	219,355	3,982	3,305		226,642	
H 2	269,132	258,129	14,791	16,605		289,525	890	213,102	3,949	3,274		220,325	
H 3	260,520	229,238	14,572	16,495		260,305	928	207,066	3,995	3,365		214,426	
H 4	254,379	227,505	14,908	17,338		259,751	946	199,610	3,940	3,461		207,011	
H 5	248,095	231,991	15,404	19,008		266,403	994	192,682	3,778	3,727		200,187	
H 6	241,593	208,776	15,278	19,886		243,940	995	187,481	3,833	3,873		195,187	
H 7	235,675	208,553	16,141	21,297		245,991	991	179,060	3,694	4,033		186,787	
H 8	229,880	209,332	16,205	22,293		247,776	1,107	173,073	3,588	4,362		181,023	
H 9	222,921	187,450	16,012	23,754		227,216	957	168,694	3,610	4,875		177,179	
H10	211,129	188,836	16,204	25,632		230,672	1,019	159,811	3,332	5,319		168,462	
H11	204,854	189,201	16,137	28,343		233,681	1,081	153,671	3,272	6,070		163,013	
H12	198,535	170,464	8,499	31,271		210,234	1,006	148,587	3,223	7,221		159,031	
H13	193,007	169,523	6,868	34,681		211,072	953	141,416	3,166	8,276		152,858	
H14	186,973	169,691	4,748	38,041		212,480	1,092	135,920	3,185	9,613		148,718	
H15	171,925	152,257	3,775	41,440		197,472	1,145	131,713	3,205	10,993		145,911	
H16	171,622	151,205	3,469	43,656		198,330	1,227	125,291	2,857	11,510		139,658	
H17	166,579	152,780	3,290	47,552		203,622	1,213	120,280	2,742	12,593		135,615	
H18	160,813	135,333	2,754	47,140		185,227	1,217	115,412	2,551	13,251		131,214	
H19	158,173	135,960	2,631	51,597	38,717	228,905	1,372	110,618	2,395	14,082	462	127,557	
H20	152,938	135,352	2,497	53,571	30,113	221,533	1,599	104,391	2,255	15,191	483	122,320	
H21	142,294	117,497	2,194	57,818	8,366	185,875	1,539	99,083	2,192	17,795	496	119,566	
H22	131,766	116,506	2,119	64,321	7,268	190,214	1,708	91,263	2,142	20,435	481	114,321	
H23	122,515	116,122	2,080	72,892	7,324	198,418	1,912	84,469	2,072	24,397	468	111,406	
H24	113,942	96,242	1,875	76,042	6,510	180,669	2,037	79,407	2,125	25,870	459	107,861	
H25	107,651	96,351	1,876	80,630	6,470	185,327	2,636	75,166	2,205	27,431	468	105,270	
H26	102,300	97,981	1,926	87,057	6,798	193,762	3,184	71,767	2,287	29,732	456	104,242	
H27	98,638	88,592	1,921	92,883	6,687	190,083	4,181	70,213	2,243	32,514	414	105,384	1,183
H28	96,232	91,174	1,993	99,893	7,081	200,141	5,145	68,651	2,203	34,003	401	105,258	1,571
H29	94,726	93,718	2,029	106,388	7,415	209,550	6,328	67,444	2,194	35,788	360	105,786	1,908
H30	93,034							65,905	2,742	36,059	344	105,050	2,127
R 元	92,340							63,747	2,610	37,477	340	104,235	2,458
R 2	89,820							61,867	2,718	39,051	318	103,954	2,751

※複数免許保有者あり、合計は延人数

※ H19 年度からわな猟・網猟免許分離、H18 年度以前（甲種免許）はわな猟欄に記載

※猟銃等所持者数は 12 月末、他は 3 月末の数字

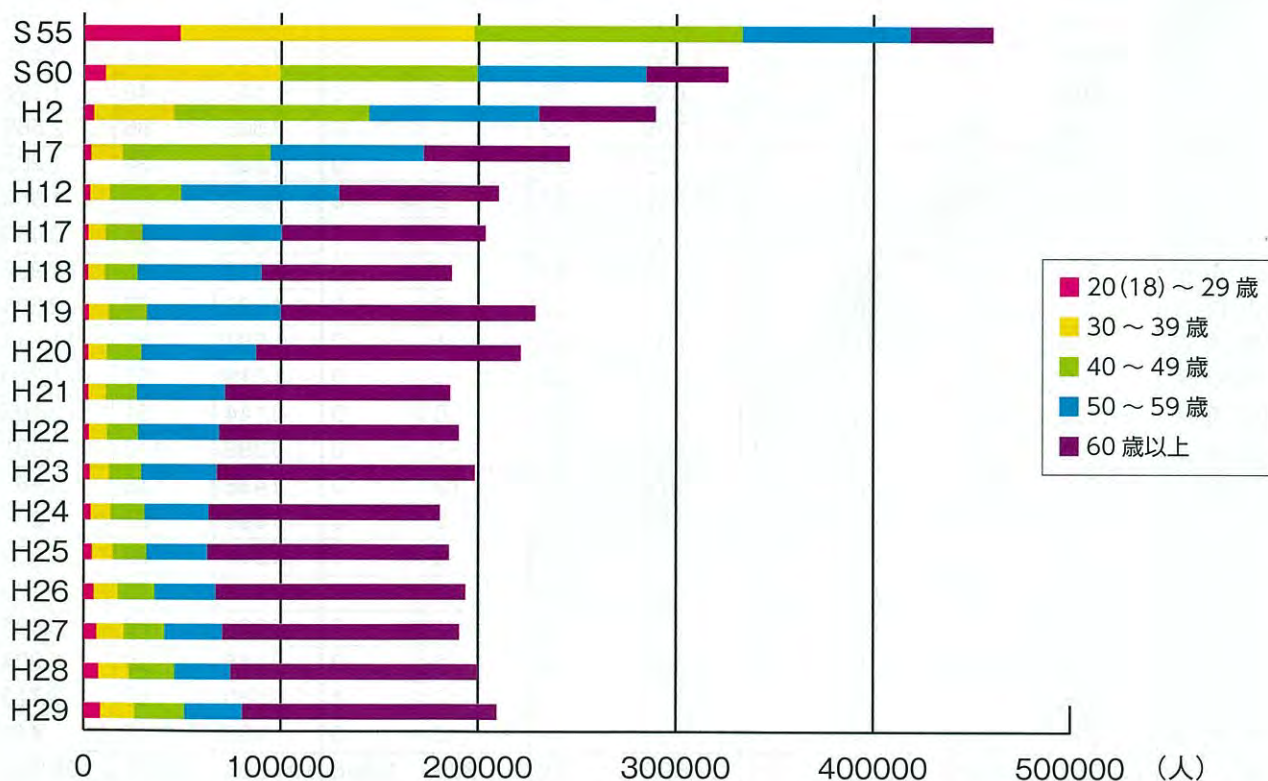
2. 年代別狩猟免許保有者数

(単位：人)

年度	20(18)～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
(S55割合)	10.6%	32.3%	29.5%	18.4%	9.2%	100.0%
S55	48,840	148,964	135,821	84,875	42,271	460,771
S60	10,856	88,578	100,124	85,037	41,672	326,267
H2	4,952	40,781	98,881	85,843	59,068	289,525
H7	3,633	15,954	75,061	77,457	74,037	246,142
H12	3,090	10,089	36,199	79,810	81,046	210,234
H17	2,255	8,683	18,686	70,541	103,456	203,621
H18	2,129	8,363	16,865	62,600	96,622	186,579
H19	2,551	10,148	19,383	67,603	129,220	228,905
H20	2,282	9,428	17,648	57,884	134,291	221,533
H21	2,324	8,953	15,778	44,419	114,346	185,820
H22	2,654	9,254	15,798	40,823	121,680	190,214
H23	3,094	9,918	16,392	37,967	130,999	198,418
H24	3,603	10,131	17,194	32,318	117,422	180,669
H25	4,200	10,775	17,063	30,534	122,751	185,327
H26	5,176	12,236	18,729	30,703	126,899	193,762
H27	6,574	13,995	20,700	28,494	120,292	190,083
H28	7,590	15,623	23,095	28,105	125,274	199,701
H29	8,544	17,449	25,307	29,035	129,207	209,550
H29割合	4.1%	8.3%	12.1%	13.8%	61.7%	100.0%

(出典：環境省資料)

- 備考：①年齢不明があるため、狩猟免許保有者数と差異がある場合がある。また、延人数（重複保有あり）。
 ②平成19、20年は網・わな猟分離のため人数が増加
 ③平成27年度より網・わな猟免許は18歳から



3. 都道府県猟友会・会員種別 構成員数

(単位：人)

会員種別	第一種銃猟		第二種銃猟		わな猟		網猟		合計		総数
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
北海道	4,509	208	86	3	465	22	0	1	5,060	234	5,294
青森県	913	17	16	2	54	3	0	0	983	22	1,005
岩手県	1,386	30	28	0	306	17	0	0	1,720	47	1,767
宮城県	1,148	11	39	1	591	27	15	1	1,793	40	1,833
秋田県	1,371	21	10	1	60	3	1	0	1,442	25	1,467
山形県	1,303	21	22	2	338	12	1	0	1,664	35	1,699
福島県	1,953	18	62	0	753	17	2	0	2,770	35	2,805
新潟県	1,687	46	38	1	287	12	104	1	2,116	60	2,176
茨城県	1,712	18	113	4	418	15	15	0	2,258	37	2,295
栃木県	1,412	22	50	0	673	23	1	0	2,136	45	2,181
群馬県	1,332	24	39	2	371	7	0	0	1,742	33	1,775
埼玉県	1,966	38	112	4	176	9	7	0	2,261	51	2,312
千葉県	1,813	29	74	3	263	14	36	1	2,186	47	2,233
東京都	1,734	84	87	4	50	6	7	0	1,878	94	1,972
神奈川県	1,696	42	48	0	102	5	1	0	1,847	47	1,894
山梨県	1,544	44	33	1	334	31	0	0	1,911	76	1,987
静岡県	1,868	45	73	2	1,281	48	1	0	3,223	95	3,318
富山県	547	5	33	1	207	7	8	0	795	13	808
石川県	454	13	13	1	930	31	17	0	1,414	45	1,459
福井県	394	9	16	0	382	11	0	1	792	21	813
長野県	2,675	60	107	6	1,235	56	5	0	4,022	122	4,144
岐阜県	1,070	24	93	1	898	25	8	0	2,069	50	2,119
愛知県	883	13	74	2	607	17	17	1	1,581	33	1,614
三重県	1,165	21	30	3	935	27	1	0	2,131	51	2,182
滋賀県	623	17	29	0	361	7	0	0	1,013	24	1,037
京都府	906	30	42	0	761	31	8	2	1,717	63	1,780
大阪府	848	28	34	1	397	14	1	0	1,280	43	1,323
兵庫県	1,699	44	81	3	1,554	57	1	0	3,335	104	3,439
奈良県	495	12	16	0	638	36	0	0	1,149	48	1,197
和歌山県	1,236	26	29	1	1,238	59	0	0	2,503	86	2,589
鳥取県	447	8	37	1	745	25	0	0	1,229	34	1,263
島根県	626	12	39	1	1,246	27	2	0	1,913	40	1,953
岡山県	1,595	24	120	1	1,685	63	0	0	3,400	88	3,488
広島県	1,278	36	83	2	1,486	47	0	0	2,847	85	2,932
山口県	964	25	48	0	1,515	52	0	0	2,527	77	2,604
徳島県	864	20	41	1	681	36	1	0	1,587	57	1,644
香川県	443	12	41	2	828	23	1	0	1,313	37	1,350
愛媛県	1,620	17	84	0	1,440	34	0	0	3,144	51	3,195
高知県	1,692	30	87	1	1,609	81	1	0	3,389	112	3,501
福岡県	1,360	21	88	0	978	18	2	0	2,428	39	2,467
佐賀県	368	5	41	3	588	19	2	0	999	27	1,026
長崎県	491	9	41	1	1,376	57	3	1	1,911	68	1,979
熊本県	1,503	25	63	0	1,539	48	0	0	3,105	73	3,178
大分県	1,401	17	65	2	1,925	83	1	0	3,392	102	3,494
宮崎県	1,827	18	116	1	1,183	40	19	0	3,145	59	3,204
鹿児島県	1,510	7	99	1	2,024	51	17	4	3,650	63	3,713
沖縄県	227	3	27	5	179	5	0	0	433	13	446
合計	60,558	1,309	2,647	13	37,692	71	306	1,358	101,203	2,751	103,954

※令和3年3月末現在

4. 狩猟者登録種類別鳥獣捕獲数（登録狩猟）

（単位：羽・頭）

年度	網・わな猟			第一種銃猟		
	鳥類	獣類	合計	鳥類	獣類	合計
H 1 9	101,835	105,002	206,837	691,796	194,512	886,308
H 2 0	84,977	133,912	218,889	743,140	208,811	951,951
H 2 1	95,109	127,263	222,372	613,165	219,132	832,297
H 2 2	79,033	192,410	271,443	631,475	234,595	866,070
H 2 3	69,300	159,355	228,655	401,798	217,654	619,452
H 2 4	65,440	162,662	228,102	496,863	218,001	714,864
H 2 5	69,548	169,757	239,305	339,045	183,826	522,871
H 2 6	65,510	189,112	254,622	418,833	196,670	615,503
H 2 7	58,330	198,083	256,413	322,062	156,629	478,691
H 2 8	54,616	187,447	242,063	317,936	156,186	474,122
H 2 9	56,175	173,979	230,154	289,963	145,584	435,547

年度	第二種銃猟			合計		
	鳥類	獣類	合計	鳥類	獣類	合計
H 1 9	47,975	261	48,236	841,606	299,775	1,141,381
H 2 0	55,823	2,177	58,000	883,940	344,900	1,228,840
H 2 1	39,046	7,229	46,275	747,320	353,624	1,100,944
H 2 2	50,424	498	50,922	760,932	427,503	1,188,435
H 2 3	24,911	303	25,214	496,009	377,312	873,321
H 2 4	48,109	262	48,371	610,412	380,925	991,337
H 2 5	29,014	247	29,261	437,607	353,830	791,437
H 2 6	47,295	438	47,733	531,638	386,220	917,858
H 2 7	32,956	450	33,406	413,348	355,162	768,510
H 2 8	37,805	477	38,282	410,357	344,110	754,467
H 2 9	27,013	461	27,474	373,151	320,024	693,175

（出典：環境省資料）

5. 大型獣類（イノシシ・シカ・サル）捕獲数等

（単位：頭）

年度	登録狩猟		有害鳥獣捕獲＋個体数調整		
	イノシシ	シカ	イノシシ	シカ	サル
H 1 9	134,800	121,500	95,300	88,200	13,200
H 2 0	170,100	135,400	136,100	115,200	15,800
H 2 1	159,800	157,400	148,400	154,800	15,100
H 2 2	228,300	168,100	248,700	195,000	21,900
H 2 3	169,300	183,600	221,200	231,900	17,800
H 2 4	161,200	193,800	265,400	271,200	23,600
H 2 5	156,700	176,800	295,800	335,100	19,000
H 2 6	174,400	189,900	346,000	396,400	27,200
H 2 7	166,100	168,700	384,400	407,300	22,700
H 2 8	162,700	161,100	447,900	392,500	25,100
H 2 9	143,300	157,800	400,400	411,400	23,000

（出典：環境省資料）

○備考：数字は十の位で四捨五入したもの

6. 野生鳥獣による農林業被害状況

(1) 農業被害面積

(単位：千ha)

年 度	鳥 類					獣 類					合計
	スズメ	カラス	ヒヨドリ	その他	小計	イノシシ	シカ	サル	その他	小計	
H20	6.1	17.1	2.3	7.4	32.9	12.4	44.8	4.3	5.7	67.2	100.1
H21	4.9	13.4	1.9	6.4	23.6	12.4	57.1	4.3	4.5	78.3	101.9
H22	4.0	10.2	3.0	4.9	22.1	14.1	63.6	4.8	5.5	88.0	110.1
H23	3.0	9.3	1.5	4.4	18.2	14.3	62.2	4.1	4.8	85.4	103.6
H24	2.6	6.4	2.3	3.6	14.9	12.0	62.3	3.5	4.6	82.4	97.3
H25	2.4	5.9	1.3	3.4	13.0	10.9	48.3	2.7	4.1	66.0	79.0
H26	2.2	5.6	1.7	2.9	12.6	10.6	50.7	2.4	5.0	68.7	81.2
H27	2.2	4.4	1.5	3.2	11.4	9.6	51.2	1.8	7.2	69.5	80.9
H28	1.6	3.7	1.2	2.7	9.2	8.2	42.8	1.6	3.4	56.0	65.2
H29	1.1	3.0	0.9	1.9	6.9	6.7	35.4	1.2	3.0	46.3	53.2
H30	0.8	2.6	0.6	2.3	6.3	5.9	35.8	1.0	2.8	45.5	51.8
R 元	0.7	2.3	0.8	1.7	5.5	5.5	33.8	1.0	2.7	42.9	48.4

(出典：農水省資料)

(2) 農業被害金額

(単位：百万円)

年 度	鳥 類					獣 類					合計
	スズメ	カラス	ヒヨドリ	その他	小計	イノシシ	シカ	サル	その他	小計	
H20	619	2,539	580	1,427	5,165	5,376	5,816	1,542	1,986	14,720	19,885
H21	514	2,306	497	1,713	5,030	5,590	7,059	1,649	2,002	16,300	21,331
H22	476	2,287	1,084	1,420	5,267	6,799	7,750	1,854	2,279	18,682	23,949
H23	447	2,209	331	1,235	4,222	6,231	8,260	1,605	2,309	18,405	22,627
H24	393	2,060	650	1,090	4,193	6,221	8,210	1,536	2,804	18,771	22,964
H25	346	1,811	246	1,148	3,551	5,491	7,555	1,315	1,997	16,358	19,909
H26	366	1,732	639	1,048	3,785	5,478	6,525	1,306	2,040	15,349	19,134
H27	365	1,651	471	1,025	3,512	5,133	5,961	1,091	1,951	14,137	17,649
H28	310	1,618	480	1,077	3,485	5,072	5,634	1,031	1,941	13,678	17,163
H29	307	1,470	406	1,017	3,200	4,782	5,527	903	1,974	13,186	16,387
H30	237	1,425	307	928	2,897	4,733	5,410	823	1,915	12,881	15,777
R 元	236	1,329	602	974	3,141	4,619	5,304	860	1,876	12,660	15,801

(出典：農水省資料)

(3) 森林被害面積

(単位：千ha)

年 度	獣 類					合計
	シカ	カモシカ	クマ	ノネズミ	その他	
H20	3.7	0.5	0.9		1.7	6.8
H21	4.1	0.4	0.8		0.9	6.1
H22	4.0	0.3	1.2		0.7	6.2
H23	5.7	0.3	1.1	2.0	2.3	9.4
H24	6.5	0.5	0.6	1.2	1.4	9.0
H25	6.8	0.4	0.6	0.8	1.1	8.9
H26	7.1	0.4	0.5	0.6	0.8	8.8
H27	6.0	0.3	0.6	0.7	0.9	7.8
H28	5.6	0.3	0.6	0.5	0.2	7.1
H29	4.7	0.3	0.6	0.6	0.2	6.4
H30	4.3	0.2	0.6	0.7	0.1	5.9
R 元	3.5	0.2	0.4	0.6	0.2	4.9

(出典：林野庁資料)

7. 猟銃等の盗難

(1) 猟銃等の盗難件数

区分 / 年度	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
件数	0	1	1	0	0
丁数	0	1	2	0	0
ライフル銃	0	1	1	0	0
散弾銃	0	0	1	0	0
空気銃	0	0	0	0	0

(2) 実包の盗難状況

区分 / 年度	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
件数	2	2	1	1	2
個数	32	92	471	12	505
ライフル実包	0	80	0	0	0
散弾銃実包	32	12	471	12	505

(以上出典：警察庁資料)

猟銃や実包の盗難に注意！

- ・自宅での猟銃・実包の保管管理にあたっては、**堅固な保管庫に収納し、猟銃と適合実包は同一建物内には保管しない。**
- ・保管庫の設置場所は、屋内の部屋に入った時に**目につかない場所**、例えば、押入の中等に保管し、猟銃・実包の保管ロッカーは**丈夫なネジ等でしっかり固定**する。

共済だより

I. 令和2年度の狩猟事故共済保険事業の報告

(1) 発生事故の概要

令和2年度の本会構成員による狩猟事故発生件数（※保険金支払件数とイコールではありません。）は、次ページ以下に詳細な報告がありますが、総数320件と前年度からはやや減少したものの高い水準に留まりました。

その内訳は、前年度は発生がゼロだった他損死亡事故が狩猟期間の最終日に栃木県で発生し、銃操作中に誤って発射された弾が猟犬を放っていた被害者に当たったという残念な事故でした。他損傷害事故も18件に上り、その内銃器による事故は5件で、暴発や確認不十分が原因でした。

自損傷害事故は合計301件で、前年の349件から減少しましたが、平成30年度の272件から比べるとまだ多い状況です。銃器による自損死亡事故は暴発による1件でしたが、病死を含むその他の死亡事故が19件と多数に上りました。

自損事故では、近年つまづきやスリップによる骨折や捻挫等に加え、くくりわなに掛かったイノシシなどに逆襲される事故が引き続き大変多くなっています。また、2年度は急性心疾患（例：心筋梗塞）などによる狩猟中の病死が10件と大変多く発生しました。いわゆる「シルバー狩猟者」には、日頃の健康・体調管理が大切なことが実感されます。

特にくくりわな猟については、設置の際はワイヤーが切れたり外れたりすることのないよう十分すること、見回りの際はイノシシの逆襲に十分な注意が必要です。クマ類による事故も増加していますので、その生息圏は要注意です。

特筆される事故としては、愛知県でくくりわなに掛かった特別天然記念物のニホンカモシカを放獣しようとして、誤って角に刺され出血性ショックで亡くなるという事故が発生しました。カモシカやクマ類がくくりわなに掛かる例が増えていますが、放獣しようとして単独でかつ安易にわなから外すことは絶対に避けることが必要です。掛かった場合には、一人で対処せず、猟仲間や市役所・町村役場等に連絡し、ベテランの方々の協力により安全に対処する必要があります。

本会では、この痛ましい構成員の事故を受けて、長年の懸案となっているニホンカモシカの特別天然記念物種指定の解除（地域指定への移行）を早急に実現するよう、文化庁に対し強く要請しています。

(2) 共済保険事業内容の概要

令和2年度の共済保険事業は、前年度に比べ支払件数は258件とやや減少し、支払総額も保険料収入124,364千円に対し82,716千円とやや減少しました。その他の支出である都道府県猟友会への助成金や必要経費を合わせた収支では、積立金の運用益を上げたこともあって黒字となり、引き続き健全な状態を維持しつつ事業運営を行っています。

なお、上記のように2年度の事故発生件数は高い水準にあり、また、他損死亡事故は今後保険金請求が行われますので、支払金増加の要因となることに留意が必要です。

また、コロナの影響により、保険金の支給を決定する狩猟事故共済審査委員会は開催回数を減らしましたが、問題のないと考えられる申請案件は委員長専決により対応を行い、例年より保険金支払いが遅れることのないよう努めました。

注意事項

- シルバー狩猟者は、**つまづきやスリップ**には細心の注意！
- くくりわなは、**イノシシやクマ類の「逆襲」**に特に注意！
- 大型獣の錯誤捕獲は、**単独で対処せず必ず仲間や役場等に連絡！**

Ⅱ. 令和 2 年度事故発生報告件数

* 令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月までの発生について本会に報告があったもの

1. 総発生件数

年 度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度
死 亡	14	18	12	9	21
傷 害	245	281	275	347	299
合 計	259	299	287	356	320

2. 他損事故

年 度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度
銃 器 死 亡	2	0	3	0	1
銃 器 傷 害	10	3	4	2	5
そ の 他 死 亡	1	0	0	0	0
そ の 他 傷 害	10	10	8	5	13
合 計	23	13	15	7	19

3. 自損事故

年 度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度
銃 器 死 亡	1	1	0	2	1
銃 器 傷 害	4	5	7	5	8
そ の 他 死 亡	10	17	9	8	19
そ の 他 傷 害	221	263	256	334	273
合 計	236	286	272	349	301
(その他死亡の内病死者)	(6)	(7)	(3)	(4)	(10)

猟銃の事故は、引き続き**暴発**を原因とする事故が発生しています。特に「**脱包の確認**」は基本中の基本です。発砲の機会がなくなったら、**速やかに脱包**してください。

また、平成 29 年度から、大日本猟友会構成員は「**大粒散弾の使用禁止**」としています。シカ・イノシシ猟の際には、必ずライフル弾やスラッグ弾を使用し、はやる心を抑えつつ、**獲物と矢先を十分確認**した上で発砲してください！

Ⅲ. 令和2年度発生事故の原因

1. 他損事故

①銃器による他損死亡事故

銃器死亡事故	年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	誤認・誤射	0	0	1	0	1
	矢先の安全不確認	1	0	1	0	0
	跳 弾	0	0	0	0	0
	暴 発	1	0	1	0	0
	合 計	2	0	3	0	1

②銃器による他損傷害事故

銃器傷害事故	年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	誤認・誤射	1	0	0	1	2
	矢先の安全不確認	7	2	3	0	1
	跳 弾	0	1	1	0	0
	暴 発	1	0	0	1	2
	そ の 他	1	0	0	0	0
合 計	10	3	4	2	5	

③他損事故の原因・年齢・経験別

事故原因	区分		構成員の年齢						狩猟経験					被害者			
	死亡	傷害	40歳以下	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳以上	不詳	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	計	猟友	一般人	その他
誤認・誤射	1	2				1	2					3		3	2	1	
矢先の安全不確認		1				1						1		1	1		
暴 発		2			1		1					2		2			2
跳 弾																	
猟 犬		6		1		2	3			1	1	4		6		6	
ワ ナ		1					1			1				1		1	
そ の 他		6			3	1	2			1	1	4		6	2	4	
合 計	1	18	0	1	4	5	9	0	0	3	2	14	0	19	5	12	2

2. 自損事故

①銃器による自損事故

銃器自損事故	年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	暴 発	5	2	4	3	2
	跳 弾	0	0	0	1	1
	発砲の衝撃音	0	1	1	0	1
	そ の 他	0	3	2	3	5
	合 計	5	6	7	7	9

②銃器以外の自損事故

銃器以外の自損事故	年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	転倒、転落等	123	158	142	141	143
	獲物の襲撃	60	56	70	101	72
	その他不注意	26	43	33	56	50
	猟犬・ダ二等	12	13	14	28	13
	(病死)	6	7	3	4	10
	そ の 他	4	3	3	12	4
合 計	272	280	265	342	292	

③獲物等の襲撃による事故（獣別）

獲物別襲撃事故	年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	イノシシ	42	37	50	68	51
	シ カ	8	4	10	13	7
	ク マ	4	13	8	15	13
	そ の 他	6	2	2	5	1
	合 計	59	56	70	101	72

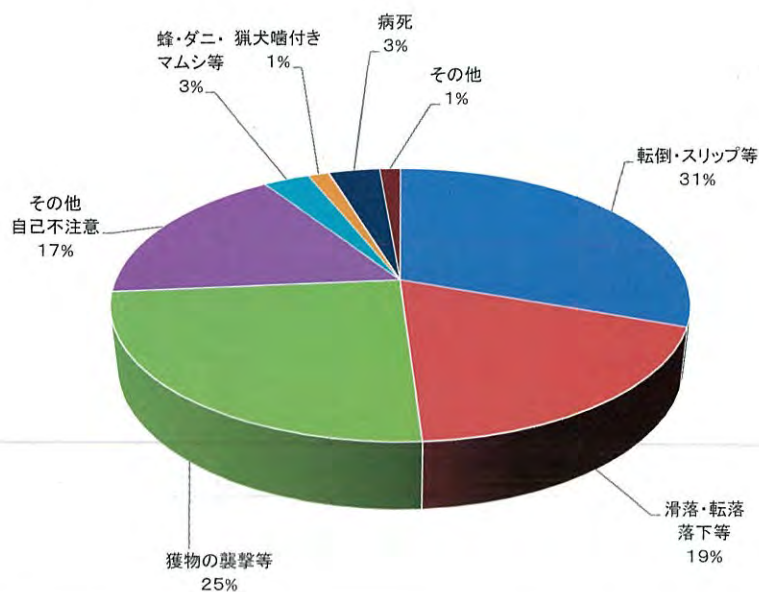
④銃器による自損事故の原因・年齢・経験別

事故原因	程度		構成員の年齢					狩猟経験					計
	死亡	傷害	40歳以下	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	
暴 発	1	1				1	1				2		2
跳 弾		1				1					1		1
発砲の衝撃音		1		1						1			1
射 撃													0
そ の 他		5		2		1	2	1		1	2	1	5
合 計	1	8	0	3	0	3	3	1	0	2	5	1	9

⑤銃器以外の自損事故の原因・年齢・経験別

事故原因	程度		構成員の年齢					狩猟経験					計
	死亡	傷害	40歳以下	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	
転倒・スリップ等		89	2	13	11	18	45	8	12	13	50	6	89
滑落・転落・落下等	4	50	2	7	7	11	27	5	8	10	29	2	54
獲物の襲撃等	2	70	2	3	6	16	45	7	13	8	42	2	72
その他自己不注意	2	48	2	6	8	15	19	8	14	5	23		50
蜂・ダニ・マムシ等		9		1	1	4	3	1	4		4		9
猟犬噛みつき等		4		1		2	1		1	2	1		4
病死	10					2	8		2		8		10
その他	1	3	1			1	2	1			1	2	4
合計	19	273	9	31	33	69	150	30	54	38	158	12	292

銃器以外の自損事故の原因



⑥獲物等の襲撃事故の獣・年齢・経験別

事故原因	程度		構成員の年齢					狩猟経験					計
	死亡	傷害	40歳以下	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	
イノシシ	1	50	2	3	2	10	34	5	11	3	31	1	51
シカ		7			1		6	2	1	1	3		7
クマ		13			3	5	5		1	2	9	1	13
その他	1					1				1			1
計	2	70	2	3	6	16	45	7	13	7	43	2	72

IV. 令和2年度発生事故の事例

(1) 銃器関連 他損死亡事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	R3.3.15	14:20	栃木	64	31	狩猟	誤射	鹿	鹿猟中、弾が外れた鹿が被害者の方に移動し、2発目を撃とうとした瞬間に弾が発射され、被害者に命中

(2) 銃器関連 他損傷害事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	R2.6.7	14:40	愛知	74	30	射撃	銃暴発	-	移動の際、真横下に銃口を向け脱包しようとしたところ、引き金に指がかかり暴発、審判が被弾し負傷
2	R2.9.20	11:55	大分	77	56	有害	誤射	猪	確認のため会員の撃った猪の方向に行った被害者を、誤って撃ってしまい負傷させたもの
3	R2.10.25	10:00	山梨	67	40	指定管理	矢先の安全不確認	鹿	追い詰めた鹿が移動を始め、発砲したところ、銃弾と一緒に猟をしていた被害者の頸をかすめ負傷させたもの
4	R3.1.2	11:10	山梨	73	50	狩猟	誤射	鹿	鹿を撃とうとした際、登山者を誤射し負傷させたもの

(3) 銃器以外 他損傷害事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	R2.11.28	15:00	岡山	69	45	狩猟	猪逆襲	猪	猟犬に追われた猪が民家の敷地に入り、その場にいた女性を襲い負傷させたもの
2	R2.11.13	8:30	徳島	83	50	有害	猪逆襲	猪	自分のわなを見回りで中だった被害者が会員のわなにかかっていた猪を発見し、わな標識を確認しようとした際、わなが外れ猪が襲い負傷させたもの
3	R3.3.8	11:00	愛媛	60	21	狩猟	猪逆襲	猪	わなにかかった猪が片足がもげた状態で、近くで農作業をしていた被害者を襲い負傷させたもの
4	R3.3.6	15:49	三重	64	44	狩猟	犬噛付き	猪	獲物を追っていた猟犬が近くの旅館の敷地に入り、次々に人を噛み負傷させたもの

(4) 銃器関連 自損死亡事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	R2.6.4	17:30	山梨	67	40	指定管理	銃暴発	鹿	車のドアを開けた際、銃が倒れて暴発し、太ももに被弾したことによる失血死

(5) 銃器関連 自損傷害事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	R2.10.31	8:23	新潟	66	34	有害	跳弾	熊	箱わなにかかった熊の止めさしの際、撃った弾が箱わなに当たって跳ね返り、破片が刺さって負傷したもの
2	R2.11.1	16:10	静岡	80	55	狩猟	暴発	猪	狩猟を終えて山中にて脱包する際、銃が滑り落ちて衝撃で暴発し、足を負傷したもの
3	R2.11.29	13:00	京都	47	3	狩猟	自己不注意	?	巻狩りのため持場につき銃を持ったまま足場を固めた際、指が引き金にかかり発砲、足を負傷したもの
4	R3.3.26	10:00	山口	47	12	狩猟	誤射	猪	猪を撃つために足を踏みかえた際、よろめき自身の足を撃ってしまい負傷したもの

(6) 銃器以外 自損死亡事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	R2.8.21	16:00	兵庫	73	40	有害	疾病	猪	日頃よりわなを見回っていたが、倒れている所を発見され救急搬送されるも死亡確認(急性心不全)
2	R2.10.20	15:00	京都	83	7	有害	疾病	猪	止めさし作業の準備中に猟場で発症、心肺蘇生処置を行いドクターヘリで搬送されるも死亡
3	R2.10.2	8:00	愛知	70	20	有害	カモシカ逆襲	鹿・猪	くくりわなにかかったカモシカを放獣しようとしたところ、腿の付け根を角で刺され出血性ショックで死亡
4	R2.11.22	13:00	埼玉	75	41	狩猟	疾病	猪	捕獲した猪の解体作業中に突然倒れこみ意識を失い、心肺蘇生を行ったものの病院にて死亡確認
5	R3.1.18	16:00	千葉	73	45	狩猟	自己不注意	鴨	はり網猟のため暖を取るためテント内で石油ストーブを使用していたところ、一酸化炭素中毒で死亡(2名)
6	R3.1.30	9:50	大分	81	50	狩猟	疾病	猪	グループ猟中、応答がなくなり、林道の真中で倒れているのを発見
7	R3.2.12	7:30	兵庫	79	3	狩猟	猪逆襲	猪	くくりわなにかかった猪に止めさしをしようとしたところ、ワイヤーが切れて逆襲され、噛まれるなどして死亡
8	R3.2.9	11:30	東京	69	41	狩猟	滝転落	鳥	狩猟中何らかの原因で滝つばに落下し、死亡した状態で発見
9	R3.1.23	15:00	福井	64	45	有害	雪崩	鹿	有害駆除にて鹿を仕留めた後、現場の写真撮影中に雪崩に巻き込まれ死亡

(7) 銃器以外 自損傷害事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	R2.5.7	14:00	佐賀	72	52	有害	猪逆襲	猪	わなにかかった猪に止めさしをしようとしたところ、ワイヤーが切れて襲われ負傷
2	R2.5.25	17:30	三重	56	6	有害	マムシ	猪	わなの見回り中、草むらの中でマムシを踏んでしまい、足に噛みつかれたもの
3	R2.8.22	8:00	広島	77	11	有害	熊逆襲	猪	くくりわなに熊が錯誤捕獲されているのを発見し、近づいたところ襲われ負傷
4	R2.8.30	11:00	栃木	73	42	有害	熊逆襲	猿	箱わなに熊が錯誤捕獲されたため、放獣しようとして扉を開けたところ、襲い掛かれ転倒し負傷
5	R2.9.25	8:10	静岡	76	30	指定管理	鹿逆襲	鹿	くくりわなにかかった鹿に止めさしをしようとしたところ、ワイヤーにたるみがあり、体当たりされる等して負傷
6	R2.11.8	11:00	大分	71	40	狩猟	猪逆襲	猪	猪を撃ったが半矢になり、ぶつかられて転倒したところ、噛まれて負傷
7	R2.11.11	7:00	岩手	59	26	狩猟	熊逆襲	熊	同行者の撃った熊を回収に行った際、逆襲に遭い、両手を噛まれて負傷
8	R2.11.20	?	新潟	61	35	狩猟	ツツガムシ	ヤマドリ	狩猟後、かゆみと刺された跡があることに気づき、その後微熱が続き、ツツガムシによるものと診断
9	R2.12.25	7:00	長崎	57	9	有害	猪逆襲	猪	わなにかかっていた猪に止めさしをしようとしたところ、暴れて地中のアンカーが抜け、噛みつかれて負傷
10	R3.1.10	8:30	栃木	55	15	狩猟	滑落	鹿	狩猟中、鹿を撃った後確認のため急斜面を下ろうとして、5m程程滑落し負傷
11	R3.1.16	8:30	兵庫	79	15	狩猟	鹿逆襲	鹿	わなにかかった鹿に止めさしをした際、鹿に後ろ足で顔を蹴られ負傷
12	R3.1.29	9:40	鹿児島	75	7	狩猟	猪逆襲	猪	猪に止めさし後絶命をしたと思いワイヤーを切ったところ、起き上がり飛びつかれ、噛まれるなどして負傷
13	R3.2.7	11:35	宮城	70	49	狩猟	猪逆襲	猪	巻狩り中、トランシーバーで指示を送っていたところ、猟犬に追われた猪に背後から襲われて負傷

狩猟事故共済普通保険約款

第1条(趣旨)

- この保険は、一般社団法人大日本猟友会(以下、「本会」という。)が定款第3条の規定の趣旨に基づき、本会の構成員の相互扶助の理念に即し、構成員の生活の安定と福祉の増進のため、狩猟事故による損害に備えるものである。
- 本会は、いかなる場合であっても、保険金の給付によって被保険者が金銭的利益を得るような共済は行わない。

第2条(用語の定義)

本約款において使用する用語は、それぞれ以下の定義に従うものとする。

- 会員
本会の承認を受けた都道府県を1区域として設立する都道府県狩猟団体
- 構成員
本会の会員である都道府県狩猟団体に属し、当団体を通じ本会の定める構成員納入金(本保険掛金を含む。)を納入した者
- 被保険者
本保険の補償の対象となる者をいい、保険契約者のことを指す。
- 保険期間
本会が保険責任を負う期間をいい、保険期間の詳細は第3条に定める。
- 狩猟行為
次に掲げる行為をいう。
ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、「法」という。)に定める狩猟期間中に行う法定猟法による狩猟鳥獣の捕獲等の行為
イ 法第9条第1項の許可を受けて行う鳥獣の捕獲等の行為
ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する指定管理鳥獣の捕獲等の行為
- 狩猟行為中
前号に掲げる狩猟行為を行っている間で、猟場(狩猟を行おうとする場所)に足を踏み入れてから猟場を離れるまでを指し、猟場での獲物の運搬・解体並びにわな猟・網猟の場合のわな・網の設置及び設置後の見回り時を含み、猟場以外での交通乗用具利用時は含まない。また、前号イ及びウに掲げる行為に限り、関係行政機関からの依頼・要請・指示による事前の「見切り」を含む。
- 狩猟者登録
法に基づき、狩猟しようとする場所を管轄する都道府県知事に申請し登録すること
- 審査委員会
本会内に設置する専門委員会である狩猟事故共済審査委員会

第3条(保険期間)

- 保険期間は、被保険者が狩猟免許の交付を受けた都道府県ごとに、次の1年間とする。
 - 北海道 10月1日から翌年の9月30日まで
 - 青森県、秋田県及び山形県 11月1日から翌年の10月31日まで
 - その他の都道府県 11月15日から翌年の11月14日まで
- 特例として、新規保険加入者に限り、次の期間に起きた事故についても本保険の給付対象とする。
 - 他の都道府県に狩猟登録を行い、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟行為を行う場合
 - 放鳥獣猟区(法第68条第2項第4号に規定する専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区をいう。)において、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟行為を行う場合
 - 法第7条の規定に基づき、都道府県知事が第二種特定鳥獣管理計画を立て、法施行規則第9条に定める捕獲等をする期間より前に始期を設定した都道府県に狩猟者登録を行い、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟行為を行う場合

第4条(保険金の支払事由)

1 他損事故保険金

被保険者が狩猟行為中又は銃刀法に基づく指定射撃場(以下、「指定射撃場」という。)における射撃練習中の事故(第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者が飼育・使用する猟犬及び被保険者が設置したわな等にかかった動物による咬刺傷等を含む。)において、もしくは第1種銃猟構成員である被保険者については、銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する事故において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担したとき(以下、「他損事故」という。)は、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。ただし、公務員又はそれに準じる者であって、公務として従事する狩猟行為中の事故については、法令等に基づいて国又は地方公共団体から賠償又は補償が行われた場合は、保険金の全部又は一部を支給しない。(以下、この条について同じ。)

2 自損事故保険金

被保険者が狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中の事故(第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者が飼育・使用する猟犬、野生鳥獣、わな等にかかった動物及びマムシ・スズメバチ等の有毒生物による咬刺傷等を含む。)もしくは第1種銃猟構成員である被保険者については、銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する事故により、被保険者自身の生命又は身体を害したとき(以下、「自損事故」という。)は、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。

3 狩猟行為関連疾病死亡保険金

被保険者が狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中に発症し30日以内に死亡したとき、あるいは、狩猟行為中の受傷や野生鳥獣との接触等に起因する疾病(ただし、捕獲した野生鳥獣を食したことに起因する感染症等は含まない。)により発症から180日以内に死亡したときは、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。

第5条(支払う保険金の額 -他損事故保険金)

1 他損事故による死亡

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、被害者が死亡したときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準(本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準)により算定した損害額を保険金として給付する。

2 他損事故による傷害

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与えたときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準(本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準)により算定した損害額を保険金として給付する。

3 他損事故による後遺障害

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、その直接の結果としてその他人が後遺障害を残したときは、別表1により決定される等級ごとの金額を、前項で算定した金額に付加して給付する。

4 被害者が親族の場合の事故

前3項の規定にかかわらず、被害者が被保険者と同居及び家計を共にする親族の場合には、第6条第1項から第3項の自損事故保険金として定める基準により算定した損害額を保険金として給付する。

5 係争等にかかる弁護士費用

第1項から第3項の事故に関し、係争等に係る弁護士費用等は、保険金の限度額の範囲内で、当該事故に係る保険金に加算することができる。

6 支払保険金の限度額

第1項から第3項及び第5項の給付は、傷害を受けた他人1名ごとに合算して4,000万円を限度とする。第4項の給付の場合には、傷害を受けた者1名ごとに合算して300万円を限度とする。

第6条(支払う保険金の額 -自損事故保険金)

1 自損事故による死亡

被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、事故のあった

日から180日以内に死亡したときは、300万円を保険金として給付する。

2 自損事故による傷害

被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、その傷害が原因で通算7日以上通院又は入院したときは、180日を限度として、その日数(ただし、傷害を被った部位及びその症状に応じて別表2に定める日数を限度とする。)に1日につき3,000円を乗じて算定した金額を保険金として給付する。

3 自損事故による後遺障害

被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、その直接の結果として後遺症を残したときは、別表3に定める区分に従って保険金を給付する。

4 支払保険金の限度額

第1項から第3項の給付は、1回の事故につき合算して300万円を限度とする。

5 他の身体の障害又は疾病の影響による減額

被保険者が第4条第2項の傷害を被ったとき既に存在していた身体の障害又は疾病の影響により、もしくは、同項の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した身体の障害又は疾病の影響により傷害が重大となった場合には、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払う。

6 治療を怠ったことによる減額

正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、もしくは被保険者又は保険金を受け取る者が治療をさせなかったことにより第4条第2項の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払う。

第7条(支払う保険金の額-狩猟行為関連疾病死亡保険金)

被保険者が第4条第3項に定める疾病により死亡したときは、次の金額を保険金として給付する。

- (1) 狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中に発症した持病等に起因する疾病により30日以内に死亡したとき 20万円
- (2) 狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中の受傷等や野生鳥獣との接触等に起因する疾病(捕獲した野生鳥獣を食したことに起因するものは除く。)により180日以内に死亡したとき 100万円

第8条(保険金を支払わない場合)

次の各号の事由によって生じた事故については、本会は保険責任を負わない。

- (1) 被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故
- (2) 法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故
- (3) 法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故
- (4) 被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けずに鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故
- (5) 被保険者が銃刀法に定める許可(以下「所持の許可」という。)を受けずに所持する銃器によって生じた事故
- (6) 被保険者が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故
- (7) 狩猟行為に使用する舟以外の交通乗具に搭乗走行中(銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。))に起因する他損事故を除く。)の事故
- (8) 地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故
- (9) 第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者の飼育・使用する猟犬の咬傷等による事故のうち、当該猟犬による事故に関し過去に保険金の給付を行っているもの

第9条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

- 1 本会で保険金を支払う第4条第1項の事故に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算定した支払責任額の合計額が損害額以下のときは、当会はこの保険契約の支払責任額を支払保険金の額とする。
- 2 第1項に定める支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当該事故による損害額をそれぞれの保険契約のてん補限

度額の割合によって算定した金額を本会の支払責任額とする。ただし、この保険契約の保険金額を限度とする。

第10条(保険料の払込方法等)

当保険の申込については、本会の構成員が、都道府県狩猟団体を通じて現金の一括払いにより構成員納入金を払い込むことにより、当保険の保険料を払い込んだものとする。保険料を払い込んだ構成員には、保険契約者証等を交付する

第11条(詐欺による取消)

保険契約の締結に際して、被保険者又は保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、本会は、審査委員会の決定に基づき、保険契約を取り消すことができる。この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻さない。

第12条(不法取得目的による無効)

被保険者が保険金を不法に取得する目的又は他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とする。この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻さない。

第13条(告知義務)

保険契約締結の際、保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち、申込書又は告知書において本会が告知事項として質問した事項については、被保険者はその書面により告知することを要する。

第14条(通知義務)

被保険者は、保険契約の締結後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、所属する都道府県狩猟団体を通じて、遅滞なく本会に通知しなければならない。

- (1) 都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき
- (2) 住所又は通知先を変更したとき

第15条(告知義務違反による解除)

- 1 被保険者が第13条の規定により本会が告知を求めた事項について故意又は重大な過失により事実を告げなかった場合、あるいは、事実でないことを告げた場合には、本会は将来に向かって保険契約を解除することができる。
- 2 この場合、本会は保険金の支払事由が生じた後でも保険契約を解除することができ、保険金を支払わない。また、すでに保険金を支払っていた場合には、その全額の返還を請求することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかった場合には、保険金を支払う。
- 4 保険契約の解除は、被保険者に対する通知により行う。

第16条(告知義務違反による解除ができない場合)

本会は、次のいずれかの場合には、前条の規定による解除をすることができない。

- (1) 本会が、保険契約締結の際、解除の原因となる事実を知っていた場合又は過失により知らなかった場合
- (2) 本会のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下、「保険媒介者」という。)が、保険契約者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げた場合
- (3) 保険媒介者が、保険契約者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないこと又は事実でないことの告知をすることを勧めた場合
- (4) 本会が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過した場合
- (5) 保険契約が初年度契約の契約日から起算して2年を超えて有効に継続した場合

第17条(重大事由による解除)

- 1 本会は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、保険契約を将来に向けて解除することができる。
- (1) 被保険者が、この保険契約の保険金を搾取する目的又は他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合
- (2) 保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取する目的又は他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合
- (3) この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合

- (4)前3号に掲げるもののほか、被保険者又は保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に定める事由と同等の重大な事由があった場合
- 2 本会は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの保険契約を解除することができる。この場合、前項各号の事由の発生時以後に支払事由が生じていた場合には保険金を支払わない。また、既に保険金を支払っていた場合には、その返還を請求することができる。

3 本会による解除は、被保険者に対する通知によって行う。

第18条(受益資格の得喪)

被保険者は、都道府県狩猟団体を通じて構成員納入金を納入したときにこの保険契約による補償を受ける資格(以下、「受益資格」という。)を取得し、構成員資格を喪失したときに受益資格を喪失する。ただし、構成員資格喪失の理由が第6条に定める自損事故又は第7条に定める疾病死亡のときはこの限りでない。

第19条(保険契約の解約)

被保険者は、次の各号に該当する場合には、所定の書類により請求することで将来に向かって保険契約を解約することができる。

- (1)狩猟免許の取消、効力の停止、失効
- (2)狩猟者登録の抹消、取消

第20条(保険料の返戻)

前条の規定により保険契約を解約した場合には、既に払い込まれた保険料から、解約日における既経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻する。

第21条(損害防止義務)

被保険者は、事故が発生したときは、損害の拡大を防止しこれを軽減する義務を負い、故意又は重大な過失によってこれを怠った場合には、本会は保険責任を負わないことがある。

第22条(事故発生概況報告)

- 1 被保険者又はその遺族は、事故が発生したときは、事故のあった日から30日以内に、都道府県狩猟団体の長を経由して、事故発生概況報告書を提出しなければならない。ただし、被保険者の事故による重度の受傷等により提出が著しく困難である場合はその限りではない。
- 2 被保険者又はその遺族が正当な理由なく前項の報告を怠った場合は、本会は保険金支払の責に任じないことがある。

第23条(保険金の請求)

- 1 被保険者又はその遺族が保険金を請求する場合には、事故発生後1ヶ年以内に、別表4に定める書類及び本会が必要に応じて求めるその他の書類を提出しなければならない。
- 2 被保険者が意識不明等により請求することができない場合には、その成年後見人からの請求により成年後見人に保険金を支払うことができる。成年後見人からの請求が困難な場合には、その遺族に当たる全員が連署した書面により選任した代表者が請求できるものとし、この場合、別表4に定める書類のほか、本会が必要に応じて求める書類を提出しなければならない。
- 3 被保険者に本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合の他損事故保険金の請求については、当該損害保険会社から必要書類を添付の上請求することができるものとする。

第24条(保険金の支払時期等)

- 1 本会は、保険金の請求をうけたときは、審査委員会で共済金の給付額を裁定し、当該請求書を受領した日から原則として90日以内に、被保険者、その遺族、遺族の代表者又は成年後見人(以下、「被保険者等」という。)の指定する預貯金口座への振込みにより保険金を支払う。
- 2 前項の裁定をするため特別な照会又は調査が必要な場合には、前項の規定にかかわらず、確認が必要な事項及びその裁定を終えるべき時期を被保険者等に対して通知するものとする。
- 3 前項の照会又は調査に際し、被保険者等が正当な理由なく当該確認を妨げ、もしくはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含む。)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項の期間に算入しないものとする。

- 4 前条第3項の損害保険会社による請求によらず、被保険者自らの請求による他損事故保険金を被保険者に支払う場合には、当該被保険者の被害者に対する事故賠償金の支払いを確認した上でこれを行うものとする。

第25条(保険金支払後の保険契約)

第5条により支払う保険金の額が限度額に到達した場合でも、保険契約は消滅しない。

第26条(保険契約の更新)

- 1 本会は、被保険者に対して、保険期間満了日までに更新前契約の満了及び更新について通知する。
- 2 被保険者は、契約を更新しない場合又は契約内容の変更(第13条に定める告知事項の変更を含む。)を求める場合には、保険期間満了日までに本会へ通知しなければならない。
- 3 被保険者から前項の通知がなく更新契約にかかる保険料が払い込まれた場合には、保険期間満了日の翌日を更新日として、更新前の保険契約内容と同一の内容で更新する。
- 4 更新後の契約については、更新日における普通保険約款その他の規定及び保険料率を適用する。
- 5 本条の規定により保険契約を更新したときは、被保険者に対して保険契約者証等を交付する。

第27条(更新時における保険料の増額又は減額等)

- 1 本会は、その業務又は財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険契約の更新に際して、行政庁の認可を得て次の変更を行うことがある。
 - (1)保険料を増額し又は保険金額を減額すること
 - (2)保険契約の更新を行わないこと
- 2 前項に定める契約条件の変更を行う場合には、その内容に関して特別の事情がある場合を除き、その対象となる保険契約の保険期間満了日の2ヶ月前までに被保険者に通知する。

第28条(保険金の減額等)

- 1 第4条第1項に定める他損事故の被害者が第1種又は第2種銃猟構成員である際に、狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中において当該被害者に本会の安全狩猟ベスト・帽子の双方又は一方を着用していなかった順守義務違反が認められる場合には、第8条の事由に該当しない場合であっても、審査委員会の裁定により支払うべき保険金の額の5%の額を上限として減額することができる。
- 2 第4条第1項又は第2項の事故の際に、第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者に次の順守義務違反が認められる場合は、別表5により、被保険者又は保険金請求者である損害保険会社に支払うべき保険金の減額、もしくは、被保険者に対して被害者に支払うべき事故賠償金の一部に相当する本人負担金の請求をすることができる。
 - (1)狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中において、本会の安全狩猟ベスト・帽子の双方又は一方を着用していなかった場合
 - (2)狩猟行為中に、大粒散弾(6粒～15粒/弾)を使用した場合

第29条(保険期間中の保険料の増額又は保険金の削減)

- 1 本会は、その業務又は財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険期間中において、行政庁の認可を得て保険料を増額又は保険金額を減額する変更を行うことがある。
- 2 前項に定める契約条件の変更を行う場合には、その内容に関して特別の事情がある場合を除き、行政庁の認可取得後直ちに、その対象となる被保険者に通知する。
- 3 保険金給付に充当すべき額は、行政庁の認可を得てこれを定め、この普通保険約款に基づき給付する保険金の給付総額は、保険期間を通じ責任準備金の額をもって限度とする。

第30条(保険金の裁定についての異議申立)

- 1 保険金の裁定に不服のある被保険者等は、裁定通知を受けた日から30日以内に本会に対し異議の申し立てを行い、再審査を請求することができる。
- 2 本会は、審査委員会において異議の申立理由の存否を判断し、理由がなければ棄却し、理由があれば再度保険金の給付の有無及びその金額を裁定しなければならないものとする。

第31条(保険金請求権時効)

被保険者等は、事故が発生したときは、事故のあった日から1

年以内に保険金の請求をしなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、事故のあった日から3年間に限り保険金を請求することができるものとし、3年を経過した場合には保険金を請求する権利を失い、本会は保険責任を負わないものとする。

第32条(再請求についての制限)

被保険者等は、同一の事故について2回以上保険金を請求することはできない。

第33条(保険金の給付順位)

- 1 被保険者が第6条の事故又は第7条の疾病により死亡したときは、保険金はその遺族が請求しかつ受領する。
- 2 遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

第34条(受給権の処分禁止)

- 1 被保険者等は、給付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供することはできない。
- 2 前項の規定に違反しこれを譲り渡し又は担保に供しても、これをもって本会对抗することができないものとする。

第35条(被保険者相互の事故)

被保険者相互の事故については、損害賠償金を支払う義務を有する被保険者又はその代理人である損害保険会社のみが保険金を請求することができるものとする。

第36条(訴訟の提起)

保険金給付に関する訴訟についての第一審受訴裁判所は、東京地方裁判所とする。

第37条(準拠法)

本普通保険約款に規定のない事項は、関係法令によるものとする。

附 則(令和元年6月18日)

この変更約款は、令和元年9月15日から適用する。

附 則(令和元年8月23日)

この変更約款は、令和元年9月15日から適用する。

別表1 後遺障害給付基準(他損)

等級	後遺障害	てん補限度額
第1級	1 両眼が失明したもの	4,000万円
	2 咀嚼及び言語の機能を廃したものの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	5 両上肢を肘関節以上で失ったもの	
	6 両上肢の用を全廃したもの	
	7 両下肢を膝関節以上で失ったもの	
	8 両下肢の用を全廃したもの	
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの	3,552万円
	2 両眼の視力が0.02以下になったもの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	5 両上肢を手関節以上で失ったもの	
	6 両下肢を足関節以上で失ったもの	
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	3,134万円
	2 咀嚼又は言語の機能を廃したものの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	5 両手の手指の全部を失ったもの	
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの	2,746万円
	2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聴力を全く失ったもの	
	4 1上肢を肘関節以上で失ったもの	
	5 1下肢を膝関節以上で失ったもの	
	6 両手の手指の全部の用を廃したもの	
	7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	

第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	2,358万円
	2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	4 1上肢を手関節以上で失ったもの	
	5 1下肢を足関節以上で失ったもの	
	6 1上肢の用を全廃したもの	
	7 1下肢の用を全廃したもの	
	8 両足の足指の全部を失ったもの	
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの	2,000万円
	2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	
	4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	5 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの	
	6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	
	7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	
	8 1手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指を失ったもの	
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	1,672万円
	2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	6 1手の拇指及び示指を失ったもの又は拇指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの	
	7 1手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指の用を廃したもの	
	8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの	
	9 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	10 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	11 両足の足指の全部の用を廃したもの	
	12 外貌に著しい醜状を残すもの	
	13 両側の睾丸を失ったもの	
第8級	1 1眼が失明し又は1眼の視力が0.02以下になったもの	1,344万円
	2 脊柱に運動障害を残すもの	
	3 1手の拇指を含み2の手指を失ったもの	
	4 1手の拇指及び示指又は拇指若しくは示指を含み3以上の手指の用を廃したもの	
	5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの	
	6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	8 1上肢に仮関節を残すもの	
	9 1下肢に仮関節を残すもの	
	10 1足の足指の全部を失ったもの	
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの	1,044万円
	2 1眼の視力が0.06以下になったもの	
	3 両眼の半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	
	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
	6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの	
	7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	
	9 1耳の聴力を全く失ったもの	
	10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することのできる労務が相当な程度に制限されるもの	
	12 1手の拇指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの又は拇指及び示指以外の3の手指を失ったもの	
	13 1手の拇指を含み2の手指の用を廃したもの	
	14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの	
	15 1足の足指の全部の用を廃したもの	
	16 外貌に相当な醜状を残すもの	
	17 生殖器に著しい障害を残すもの	
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの	806万円
	2 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの	
	3 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	4 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	

第10級	5	1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	806万円		
	6	1 手の示指を失ったもの又は拇指及び示指以外の2の手指を失ったもの			
	7	1 手の拇指の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の3の手指の用を廃したもの			
	8	1 下肢を3センチメートル以上短縮したもの			
	9	1 足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの			
	10	1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの			
	11	1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの			
	第11級	1		両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	598万円
		2		両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
		3		1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
		4		10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
5		両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの			
6		1 耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの			
7		脊柱に奇形を残すもの			
8		1 手のなか指又はくすり指を失ったもの			
9		1 手の示指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の2の手指の用を廃したもの			
10		1 足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの			
11		胸部臓器に障害を残すもの			
第12級	1	1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	418万円		
	2	1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの			
	3	7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの			
	4	1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの			
	5	鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの			
	6	1 上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの			
	7	1 下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの			
	8	長管骨に奇形を残すもの			
	9	1 手のなか指又はくすり指の用を廃したもの			
	10	1 足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの			
	11	1 足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの			
	12	局部に頑固な神経症状を残すもの			
	13	外貌に醜状を残すもの			
第13級	1	1 眼の視力が0.6以下になったもの	268万円		
	2	1 眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの			
	3	両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの			
	4	5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの			
	5	1 手の小指を失ったもの			

第13級	6	1 手の拇指の指骨の一部を失ったもの	268万円		
	7	1 手の示指の指骨の一部を失ったもの			
	8	1 手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの			
	9	1 下肢を1センチメートル以上短縮したもの			
	10	1 足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの			
	11	1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指を廃したもの			
	第14級	1		1 眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	150万円
		2		3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
		3		1 耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
		4		上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	
		5		下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	
6		1 手の小指の用を廃したもの			
7		1 手の拇指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの			
8		1 手の拇指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの			
9		1 足の第3の足指以外の1又は2の足指の用を廃したもの			
10		局部に神経症状を残すもの			

(上記表中用語：拇指→おや指 示指→ひとさし指)

【補足】

- 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについては、矯正視力について測定する。
- 手指を失ったものとは、拇指は指関節、その他の手指は第1関節以上を失ったものをいう。
- 手指の用を廃したものとは、手指の末節の半分を失い、または中手指関節もしくは第1指関節(拇指にあっては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節の半分を失い、その他の足指は末関節以上を失ったもの又は中足指関節もしくは第1指関節(第1の足指にあっては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。
- 身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては、等級を次の通り繰り上げる。
 - 第13級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害1級を繰り上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する共済金額の合算額が繰り上げ後の後遺障害の共済金額を下回るときは、前記合算額を採用する。
 - 第8級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害2級を繰り上げる。
 - 第5級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害3級を繰り上げる。
- 既に身体障害のあった者がさらに同一部位について障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる共済金額から既にあった障害の等級に応ずる共済金額を控除した金額を共済金額とする。

別表2 部位症状別給付限度日数(自損)

症状	部 位 (単位:日)											
	頭 部	顔 面 部				頸 部	胸 部、腹 部、背 部、腰 部 又 は 腎 部		上 肢		下 肢	
		眼、耳、 歯牙を除く 顔面部	眼	耳	歯 牙		胸腹部 (含、胸骨・肋 骨・肩甲骨)	背部・腰部・ 腎部 (含、腸骨)	手指を 除く上肢	手 指	足指を 除く下肢	足 指
打撲、ねん挫、挫傷、擦過傷、 筋・腱の不全断裂	11	21	21	11	-	11	11	11	11	11	11	11
挫創又は挫滅創 (含、動物による咬傷)	21	21	-	21	-	21	21	21	21	21	21	21
骨折又は脱臼	90	32	-	-	-	90	32	90	53	32	63	53
欠損又は切断	-	32	-	21	11	-	-	-	90	32	105	45
筋又は腱の断裂(完全に切断され た状態)	-	-	-	-	-	-	-	-	53	32	53	21
神経(脊髄を除く)の損傷又は 断裂	180	63	90	-	-	105	-	105	53	32	53	21
脊髄の損傷又は断裂	-	-	-	-	-	180	-	180	-	-	-	-
頭蓋内の内出血又は血腫 もしくは眼球の内出血又は血腫	90	-	32	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臓器の損傷又は破裂もしくは 鼓膜、眼球の損傷又は破裂	-	-	45	21	-	-	90	-	-	-	-	-

(注1)表中の各症状に該当しない傷害又は治療の実態と著しく乖離している日数については、審査委員会で個別案件ごとに検討する。

(注2)同一事故により複数の傷害を負った場合は、最も多い日数に該当する症状及び部位を適用する。

■別表3 後遺障害給付基準(自損)

区 分	てん補限度額 (万円)
1. 眼の障害	
(1) 両眼が失明したとき	300
(2) 片目が失明したとき	180
(3) 片目の視力が著しく低下したとき	15
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失ったとき	240
(2) 片耳の聴力を全く失ったとき	90
(3) 片耳の聴力が著しく低下したとき	15
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき	60
4. 咀嚼、言語の障害	
(1) 咀嚼又は言語の機能を全く失ったとき	300
(2) 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき	105
5. 外貌(顔面、頭部、頸部)	
(1) 外貌に著しい醜状を残すとき	45
(2) 外貌に醜状(顔面においては直径2cm瘻痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。)を残すとき	9
6. 脊柱の異常	
(1) 脊柱に著しい変形又は著しい運動障害を残すとき	120
(2) 脊柱に運動障害を残すとき	90
(3) 脊柱に変形を残すとき	45
(4) 椎骨の圧迫骨折により脊柱に変形を残すとき	15
7. 腕(手関節より上部)、脚(足関節より上部)の障害	180
(1) 1腕又は1脚を失ったとき	150
(2) 1腕又は1脚の3大関節中2関節以上の機能を全く廃したとき	105
(3) 1腕又は1脚の3大関節中1関節以上の機能を全く廃したとき	15
(4) 1腕又は1脚の機能に障害を残すとき	15
8. 手指の障害	
(1) 1手の拇指を指関節より上部で失ったとき	60
(2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	30
(3) 拇指以外の1指を第2指関節より上部で失ったとき	24
(4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	15
9. 足指の障害	
(1) 1足の第1足指を趾関節より上部で失ったとき	30
(2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	24
(3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節より上部で失ったとき	15
(4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	9
10. その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき	300
11. 上記1.から10.以外の障害であって、残された症状が将来においても回復できない重大な障害に至ったもの、又は身体の一部の欠損については、医師の診断書等により慎重に審査し、決定する。	—

■別表4 保険金請求書類

請求する保険金の種類	必 要 書 類
他損事故保険金	<p>[被保険者が請求する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金請求書 ・ 医師診断書 ・ 被害者の診療明細書 ・ 所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の事故証明書 ・ 狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し ・ 鳥獣捕獲行為中の事故の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る事故の場合は、「捕獲従事者であることを証する書類」の写し ・ 猟銃による事故の場合は、「銃の所持許可証」の写し ・ 被害者の事故発生時の前年度における所得を証する書類 ・ 被害者が死亡の場合は、死亡診断書又は死体検案書及び死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・ 後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・ 猟犬の咬傷等による場合は、当該猟犬の登録証明書又は鑑札の写し ・ 事故の状況を証する写真 <p>[損害保険会社が請求する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別途定める保険金請求書及び添付書類
自損事故保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金請求書 ・ 医師診断書(原則として通院又は入院の通算日数が30日を超える場合に限る。) ・ 病院等が発行する通院又は入院に関する証明書又は医療費支払いに関する領収証等の写し ・ 所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の事故証明書 ・ 狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し ・ 鳥獣捕獲行為中の事故の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る事故の場合は、「捕獲従事者であることを証する書類」の写し ・ 猟銃による事故の場合は、「銃の所持許可証」の写し ・ 死亡の場合は、死亡診断書又は死体検案書及び死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・ 後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・ 猟犬の咬傷等による場合は、当該猟犬の登録証明書又は鑑札の写し ・ 事故の状況を証する写真
狩猟行為関連疾病死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金請求書 ・ 死亡診断書(疾病と死亡との関係を明らかにするもの) ・ 死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・ 所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の証明書 ・ 狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し ・ 鳥獣捕獲行為中の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の場合は、「捕獲従事者であることを証する書類」の写し ・ 猟銃による狩猟行為中の場合は、「銃の所持許可証」の写し ・ 疾病発症や動物による咬傷等の状況を証する写真

■別表5 保険金から減額する又は請求できる本人負担金の金額

順守義務違反の内容	減額又は請求できる金額
大日本猟友会安全狩猟ベスト・帽子の双方を着用していなかった場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額(ただし、自損事故の場合は10万円、他損事故の場合は200万円を限度とする。)
上記帽子を着用し、ベストを着用していなかった場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額の70%(同上)
上記ベストを着用し、帽子を着用していなかった場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額の30%
大粒散弾を使用した場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額(ただし、他損事故の場合は200万円を限度とする。)

重要事項説明書

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が狩猟中等の対象事故により、他人に怪我をさせた場合や、自身が負傷した場合、あるいは狩猟中の疾病により死亡した場合等に共済保険金をお支払いします。

(2) 補償内容

*本共済保険はその趣旨等から、「狩猟行為中」の事故に補償対象を限定しているなど、支払可否や支払基準、支払方法等について損害保険会社のハンター保険等とは相違がある場合があります。

①<他損事故>被保険者が狩猟行為中(射撃練習を含む。以下同じ)の事故(第1種狩猟登録者である被保険者については銃器の暴発に起因する事故を含む。以下同じ)において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

②<自損事故>被保険者が狩猟行為中の事故において、自身の生命・身体を害したとき、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

*事前の「見切り」(下見)は、狩猟行為中とは見なされません。(但し、有害捕獲に関わる行政からの依頼・要請・指示を受けた場合を除く。)

*猟場以外(処理場、解体作業場等や林道などの公道上等)での事故は、狩猟行為中とは見なされず、支払対象とはなりません。

*傷害保険金の認定(給付対象)日数は、実際の入院実績等に応じますが、受傷部位と症状による限度があります。

③<狩猟中疾病死亡>被保険者が狩猟行為中に、事故以外の原因により発症し30日以内に死亡したとき、又は狩猟中の行為に起因する疾病により180日以内に死亡したときに保険金をお支払いします。

④【保険金をお支払いできない主な場合】 次のいずれかの事由によって生じた事故については、本会は、保険金をお支払いしません。

a)被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故

b)法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故
*公道上での発砲による事故は支払対象とはなりません。

c)法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故(鳥獣捕獲許可を受けた場合を除く。)

d)被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けずに鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故

*行政機関からの要請・依頼等による緊急捕獲活動時の事故については、その要請・依頼等の事実を証する書面の提出が必要です。

e)被保険者が銃刀法に定める許可(以下、「所持の許可」という。)を受けずに所持する銃器によって生じた事故

f)被保険者が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故

g)狩猟に使用する舟以外の交通乗用具に搭乗走行中の事故
*スノーモービルは交通乗用具と解され、搭乗走行中の事故は支払対象とはなりません。

h)地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故

i)被保険者の使用する猟犬の咬傷(当該猟犬の咬傷による事故で、過去に保険金の給付を行なっている場合に限る。)による事故

(3) 保険期間・保険の更新について

①中途契約者を除き、原則として1年間(狩猟期の始期日から翌年の狩猟期の始期日の前日まで)。中途契約者も保険期間の終期は同一です。

②被保険者又は一般社団法人日本猟友会のどちらか一方より書面で別段の意思表示がなく、更新契約にかかる保険料が払い込まれた場合、保険期間満了日の属する年度の狩猟期間の始期(都道府県により同一ではありません。)を更新日として、更新前の保険契約内容と同一の内容で更新します。

(4) 引受条件

この共済保険は、保険金額(てん補限度額)が、①<他損事故>(被害者1名につき)4,000万円、②<自損事故>(1事故につき)300万円/(傷害日額)3,000円、③<狩猟行為関連疾病死亡>100万円又は20万円(持病等による場合)、で固定、かつ①~③の3種目セットでの引受のみとなります。

2. 保険料及び保険料払込方法

この共済保険の保険料は、第1種銃猟構成員が1500円、それ以外の構成員が750円で、払込方法は契約時に現金一括払(構成員納入金に含まれています。)となります。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この共済保険には満期返れい金、契約者配当金はありません。

4. 契約申込の撤回等(クーリングオフ)

この共済保険の保険期間は1年であることから、契約申込後に契約の撤回または解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

5. 告知義務・通知義務等

(1) 加入時における注意事項(告知義務一加入申込票の記載上の注意事項)

被保険者が、他に同種の保険契約(ハンター保険等)を締結している場合には、必ずその内容をご申告下さい。

(2) 加入後における注意事項(通知義務等)

保険契約の締結後、①都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき、②契約者構成員が住所を変更したとき、のいずれかの場合には遅滞なく本会に通知して下さい。また、事故が発生したときは、事故のあった日から30日以内に、事故発生報告書を提出して下さい。

6. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料を払い込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても保険金をお支払いできません。

7. 保険金をお支払いしない主な場合等(主な免責事由)

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

上記1.(2)④【保険金をお支払いできない主な場合】をご参照下さい。

(2) 重大事由による解除

以下の①~③の事由により本会がご契約を解除した場合には、それらの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害に対しては、保険金をお支払いしません。

①被保険者又は保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取る目的又は他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合。

②この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合。

③上記①②のほか、本会の被保険者又は保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②に定める事由と同等の重大な事由がある場合。

8. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

この保険の保険料の払込方法は、都道府県狩猟団体を通じての現金一括払いのみの取扱いで、払込み猶予期間等は設定しておりません。

9. 解約と解約返れい金

狩猟免許の取消、効力の停止、失効や狩猟者登録の抹消、取消の場合には、将来に向かってのご契約の解約が可能です。また、その場合、解約日における既経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻します。死亡保険金をお支払いするケガによって被保険者が死亡された場合は、その被保険者の保険料は返還しません。

10. 共済保険事業破綻時等の取扱い

本共済保険事業の経営が破綻した場合には、保険金の支払いや解約時の返還保険料などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

11. 個人情報の取扱いについて

本契約に関する個人情報を本契約の履行のために取得・利用し、業務委託先等に提供を行う場合があります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外には利用しません。

「ポスターのモデル」 紹介



本年度の「狩猟免許試験事前講習会用ポスター」の爽やかな二人のモデルは、福岡県猟友会所属の多々羅海輝さんと涼香さんの兄妹です。



(撮影の様子、後ろは博多湾)

男性が当ポスターに登場したのは、初めてではないと思われませんが、いつ以来かは確認できないほど久しぶりです。

博多湾に浮かぶ周囲約12km^{のこのしま}の能古島生まれ育ちのお二人は、祖父から数えて三代目のハンターだそうです。能古島には「鹿垣」が今も残り、かつてはニホンジカによる農業被害があったと考えられますが、現在は、シカではなくイノシシが被害を与えています。

写真は、1月中旬の地元能古島でのイノシシ猟に同行して撮影したもので、二代目ハンターのお父さん(西福岡猟友会長)にも同行いただきました。

多々羅 涼香さん(妹)

プロフィール

福岡県西福岡猟友会所属、第一種銃猟免許保有。猟師歴4年目。福岡市内で会社員として勤務。

ひと言

幼い頃から祖父と父が狩猟・射撃をしていたので、免許を取ることに抵抗もなく兄よりも先に免許を取りました。私達のような若手ハンターが1人でも多く増えるのを願っています！



多々羅 海輝さん(兄)

プロフィール

福岡県西福岡猟友会所属、第一種銃猟及びわな猟免許保有。猟師歴3年目。能古島で漁業に従事。

ひと言

能古島生まれ能古島育ちで、島民のみなさんが害獣の被害に合うことが辛く免許を取りました。今では、島内を中心に駆除に当たっています。森のバランスを考え活動していこうと思います。若手ハンターが増えるのを楽しみにしています！

令和3年度 日猟会報 (通巻第47号)

発行日 令和3年9月1日

編集・発行者 一般社団法人 大日本猟友会

会長 佐々木 洋平

〒102-0073 東京都千代田区九段北 3-2-11

TEL (03)3234-8080

印刷所 佐川印刷株式会社

*本紙は再生紙及び環境にやさしいインクを使用しています
*本紙記事・写真等の無断掲載・引用を禁じます

「狩猟事故防止映像 **事故につながる分岐点**」を制作しました

目的・背景

- 近年、狩猟などの鳥獣捕獲において様々な事故が多発しており、安全対策の強化が求められています。
- 環境省では、狩猟者の皆様に「事故を絶対に起こさないように」と強く意識していただくことを目的として、大日本猟友会及び静岡県猟友会など関係者のご協力の下、事故の再現ドラマや俳優の藤岡弘、さんが狩猟での心構え等を紹介する映像資料を制作しました。
- 狩猟免許更新講習で広くご活用いただくことを予定しているほか、環境省YouTubeチャンネルにおいても公開していますので、狩猟者の皆様におかれましては、ぜひご覧いただき、狩猟事故の防止にお役立てください。

映像の概要・YouTubeチャンネルQRコード

第1章「誤射はなぜ起きた？」

- ・ 狩猟において人を野生鳥獣と間違えてしまう「誤射」に関する事故事例を参考に、どうしてこのような事故が起こったのか、事故を起こさないための対策、心構え等を解説しています。

(収録時間11分)



第2章「増えるわな猟の事故」

- ・ 近年、免許取得者が増加している「わな猟」における事故事例を参考に、わなにかかった野生鳥獣の逆襲による事故がどうして起こったのか。事故を起こさないための対策、心構え等を解説しています。

(収録時間7分40秒)



第3章「クセをつけたい心構え」

- ・ 俳優の藤岡弘、さんが静岡県猟友会の方々に同行し、狩猟を行う際に気を付けるべき心構えや所作・振る舞いを紹介します。(収録時間13分)



狩猟者団体からのメッセージ



銃猟は安全最優先

足場の確認

矢先の確認

獲物の確認

脱包の確認

ベスト・帽子の着用

大粒散弾の使用禁止

⚠ 猟友会構成員の皆さんへ

くくりわな猟は
特に注意!

安全狩猟は猟友会の基本!

イノシシ等の逆襲注意
錯誤捕獲の防止